

彩の国資源循環工場第 期事業基本構想に係る
戦略的環境影響評価計画書

平成16年8月

埼玉県

目 次

1 . 計画策定者の氏名及び住所	1
2 . 対象計画の概要	1
2 . 1 対象計画の名称及び種類	1
2 . 2 対象計画の目的	1
2 . 3 対象計画の概要	2
2 . 4 対象計画の実施区域及び関係町村	9
3 . 関係町村の概況	10
3 . 1 関係町村の社会経済の状況	10
3 . 2 関係町村の環境の状況	15
4 . 対象計画の原案	34
4 . 1 対象計画の原案設定の背景	34
4 . 2 対象計画の原案検討の経緯	41
4 . 3 対象計画の原案の内容	42
5 . 関連する社会経済面の調査、推計の項目及び手法	44
5 . 1 関連する社会経済面の推計の項目の選定	44
5 . 2 関連する社会経済面の調査、推計の手法	44
6 . 環境面の調査、予測、評価の項目及び手法	45
6 . 1 戦略的環境影響評価の対象とする項目の選定	45
6 . 2 調査、予測、評価の手法	52
7 . 手続きに係る実施計画（県民等への周知、説明及び意見聴取の方法に係る計画）	54
7 . 1 戦略的環境影響評価計画書に係る手続きの実施計画	54
7 . 2 戦略的環境影響評価報告書に係る手続きの実施計画	55
8 . 調査等の受託者の氏名及び住所	55
用語解説	57

1．計画策定者の氏名及び住所

計画策定者の氏名：埼玉県知事 上田清司

計画策定者の住所：埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目 15 番 1 号

2．対象計画の概要

2.1 対象計画の名称及び種類

対象計画の名称：彩の国資源循環工場第 Ⅰ 期事業基本構想

対象計画の種類：廃棄物処理施設の設置、工業団地の造成

2.2 対象計画の目的

彩の国資源循環工場（以下、資源循環工場という。）は、埼玉県が計画の策定、事業者の募集、用地賃貸、建設から将来の運営に至るまで、住民の方々との継続的な合意システムの下に、将来にわたる事業の安全性と信頼性を総合的に確保する資源循環モデルである。

資源循環工場は、民間再資源化施設^{*}、P F I^{*}サーマルリサイクル^{*}施設、県営最終処分場^{*}、県と民間の研究施設などで構成されている。

埼玉県では、公共関与^{*}による廃棄物処理施設の中核拠点機能をさらに拡充するため、資源循環工場第 Ⅰ 期事業（以下、第 Ⅰ 期事業という。）の隣接地にフィールドを拡大して、さらに再資源化施設を充実させるとともにひっ迫する最終処分場を確保することで、県内で発生する循環利用可能な廃棄物の「全量県内再資源化」を目指すことを資源循環工場第 Ⅰ 期事業基本構想（以下、対象計画という。）の目的とする。

注）巻末に解説を掲載した用語の初出箇所に^{*}をつけている。

2.3 対象計画の概要

2.3.1 対象計画の概要

対象計画の範囲は、埼玉県大里郡寄居町大字西ノ入字高根沢大谷ほかに位置する、第一期事業の西に隣接した県有地約 40.4ha（公簿面積約 32.5ha）である。

対象計画区域では、環境分野で 21 世紀をリードする新たな民間先端技術産業の誘導・集積を推進するため、これまでの取り組みに加え、木くず、ガラス、電池など、年間 30 万トンの再資源化困難物のリサイクル施設の中核拠点機能を拡大し、県内でひっ迫している最終処分場を確保することで廃棄物の県内処理を図るものである。

2.3.2 対象計画区域の現状

対象計画の範囲は、図 - 2.3.1～3 に示すように、寄居町南部に位置し、東側は第一期事業、北側と西側は平成倶楽部ゴルフ場に隣接している。

対象計画区域周辺と、南側に隣接する小川町部分は、細かく開析された山地である。

対象計画区域は北上して荒川に流れ込む深沢川の流域に含まれ、対象計画区域南東の小川町との境界が、南東に流れる兜川（東松山市内で都幾川となる）の流域との境界である。また第一期事業区域からの雨水は塩沢川に放流される計画となっている。

対象計画区域の北側の荒川に近い河岸段丘には、畑・桑畑が混在し、主要地方道熊谷・寄居線、飯能・寄居線、東武東上線男衾駅、鉢形駅等のまわりに市街地が形成されている。

対象計画区域内の状況は図 - 2.3.2 に示すとおり大部分が山林で、谷底は水田と荒地（放棄水田）になっている。対象計画区域内の谷は鉢形城跡の東側で荒川に流れ込む深沢川の源流のひとつである。

対象計画区域内に土壤汚染が発生している可能性は低いと考えられる。また、対象計画区域内に居住人口はない。

対象計画区域への交通は、図 - 2.3.3 のとおり、関越自動車道花園インターチェンジから国道 140 号及び 254 号経由で約 8 km、関越自動車道嵐山小川インターチェンジから国道 254 号経由で約 9 km の距離にある。

鉄道は、寄居駅に停車する東武東上線、秩父鉄道及び J R 八高線のうち、東武東上線が対象計画区域の東を、J R 八高線が西から南を通っている。

国土利用計画法に基づく土地利用基本計画では、図 - 2.3.4 に示すように、対象計画区域の一部が森林法に基づく地域森林計画対象民有林に指定されている。また、対象計画区域の南に接する谷は農業振興地域の整備に関する法律に基づく農用地区域に指定されている。

対象計画区域には、図 - 2.3.5 に示すように、都市計画法に基づく用途地域が定められていない。

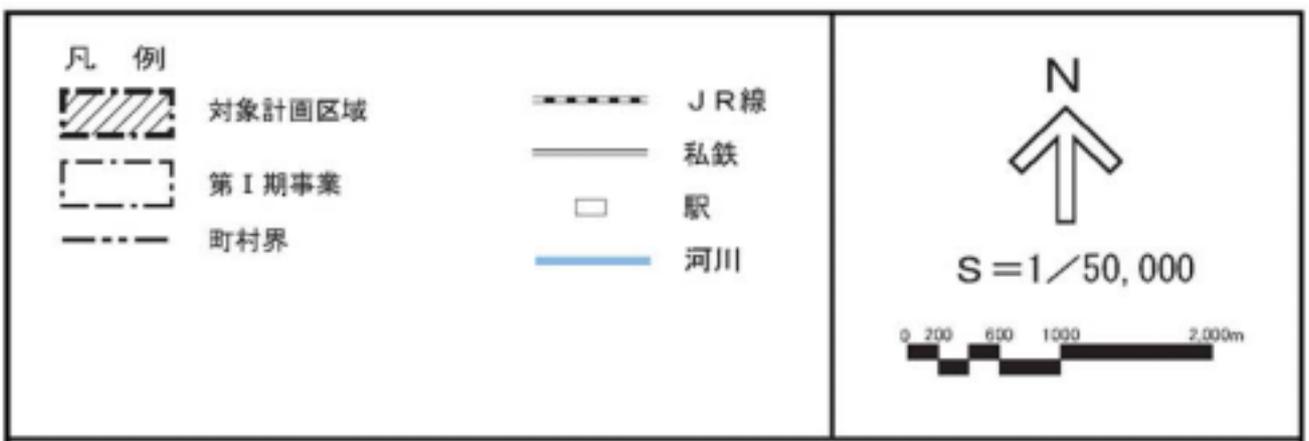
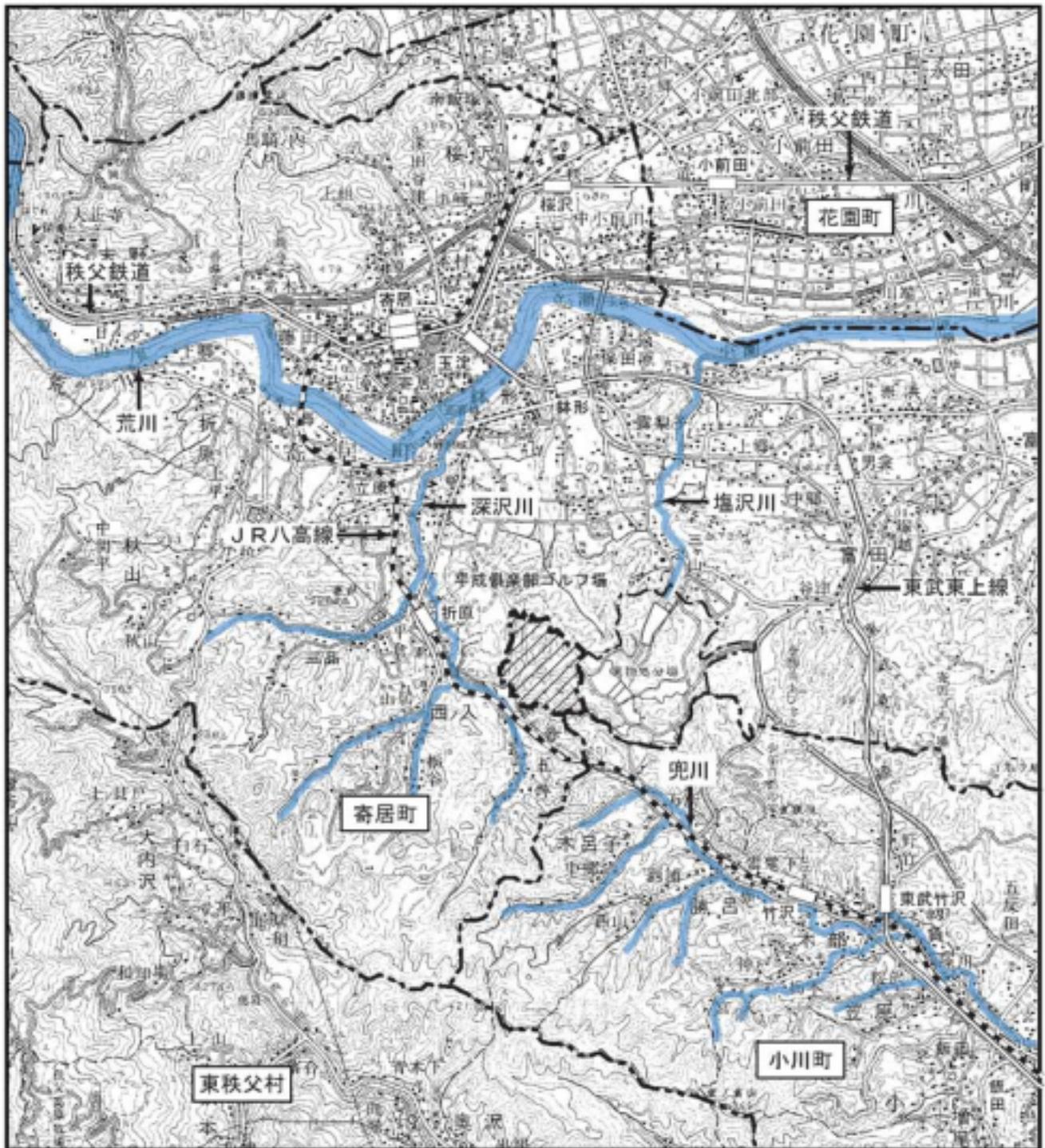


図-2.3.1 対象計画区域の位置

注：本図は、国土地理院発行 1：50,000地形図を用いて作成したものである。



凡 例

-  対象計画区域
-  第Ⅰ期事業
-  町界

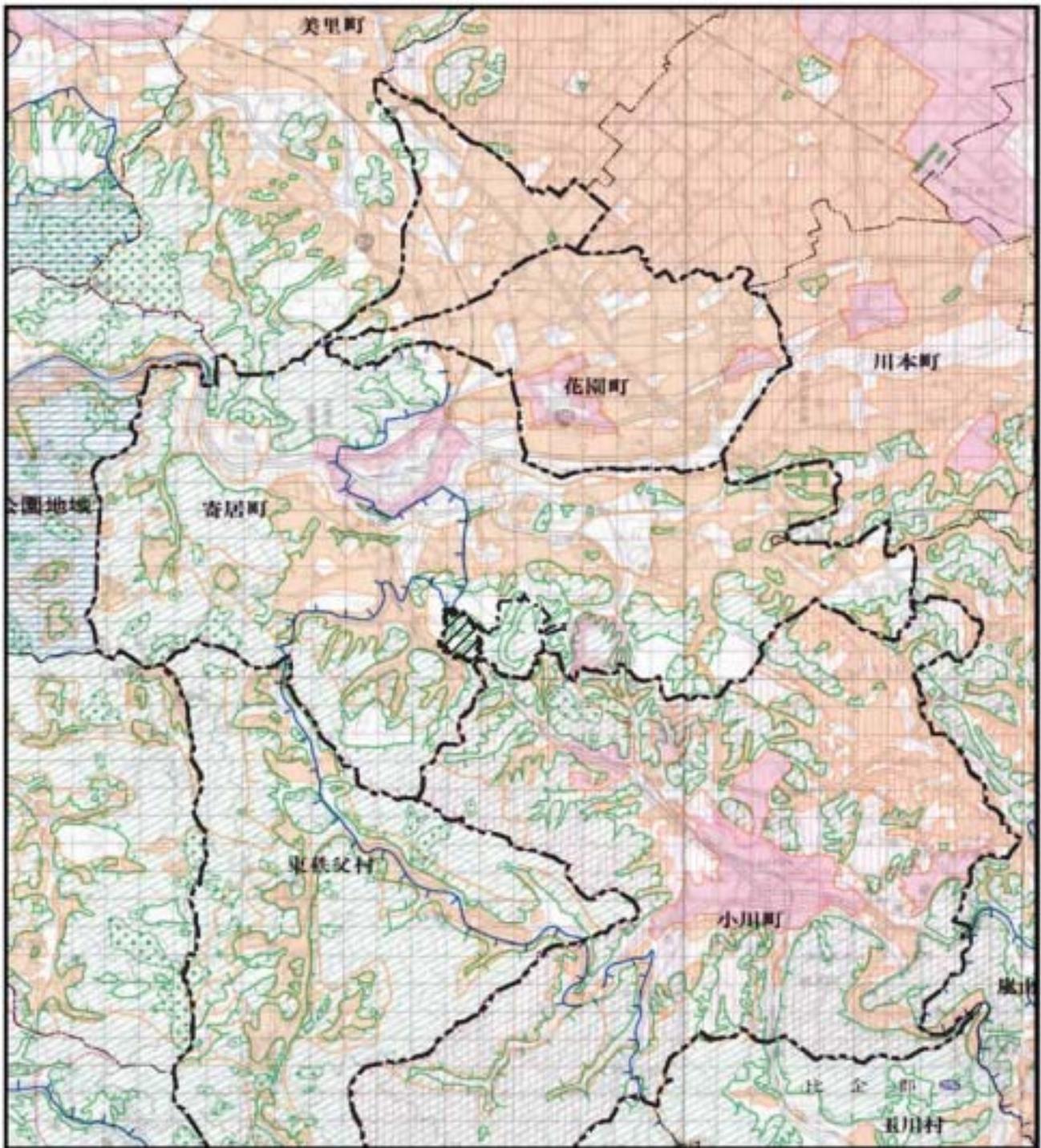


S = 1 / 10,000



注) 第Ⅰ期事業区域は、最終処分場と再資源化施設の整備が進められており、大きく土地の改変がなされている。

図-2.3.2 対象計画区域と近隣の土地利用の状況



凡例



対象計画区域



第Ⅰ期事業



市町村界



市街化区域



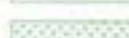
市街化調整区域



農用地区域



地域森林計画
対象国有林



保安林



自然公園地域

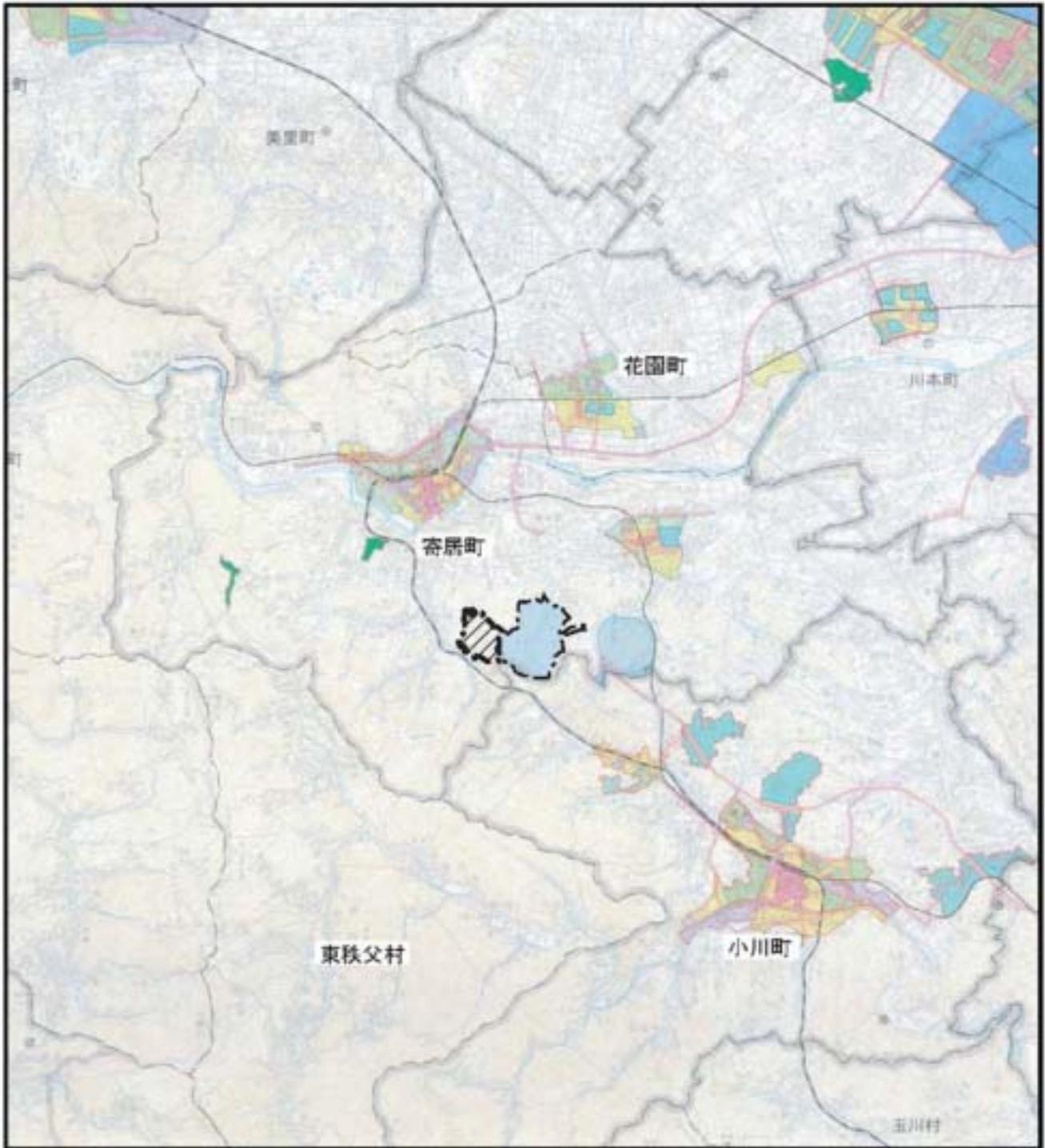


S = 1 / 100,000



出典：「埼玉県土地利用基本計画」（平成11年3月、埼玉県）

図一2.3.4 土地利用基本計画図



凡例

- | | | |
|---|--|--|
|  対象計画区域 |  第一種低層住居
専用地域 |  準住居地域 |
|  第1期事業 |  第二種低層住居
専用地域 |  近隣商業地域 |
|  市外化区域・市街
化調整区域区分 |  第一種中高層住
居専用地域 |  商業地域 |
|  市街化調整区域 |  第二種中高層住
居専用地域 |  準工業地域 |
|  都市計画区域線 |  第一種住居地域 |  工業地域 |
|  市町村界 |  第二種住居地域 |  工業専用地域 |



S = 1/100,000



出典：「埼玉県都市計画図」（平成15年3月、埼玉県）

図-2.3.5 都市計画図

2.3.3 対象計画の原案に記する内容

本戦略的環境影響評価¹においては、表 - 2.3.1 に示す項目に関して、対象計画区域内の特性に配慮した計画の複数原案を設定する。

なお、埼玉県戦略的環境影響評価技術指針第 2、1 項及び別表 1 において検討が可能とされている複数原案の設定要素のうち、表 - 2.3.1 以外の項目については、表 - 2.3.2 に記した理由から、複数原案の検討において代替案を作成しないこととした。

表 - 2.3.1 計画原案の設定項目

対象計画の種別	複数原案の設定要素
廃棄物処理施設の設置、工業団地の造成	土地利用の計画

資料：埼玉県戦略的環境影響評価技術指針別表 1

表 - 2.3.2 その他の要素を複数原案の設定要素に含めない理由

技術指針に示された要素		複数原案の設定要素に含めない理由	
廃棄物処理施設の設置	再資源化施設	計画等の基本的枠組み	「埼玉県資源循環戦略 21」で既に位置付けられている。特に位置については、第 1 期事業用地の隣地と明記されている。
		位置、用地形状（立地地点）	
		施設整備又は土地利用の計画（規模・方式）	
	最終処分場	計画等の基本的枠組み	「埼玉県資源循環戦略 21」で既に位置付けられている。特に位置については、第 1 期事業用地の隣地と明記されている。
		位置、用地形状（立地地点）	
		施設整備又は土地利用の計画（規模・方式）	
工業団地の造成	計画等の基本的枠組み	「埼玉県資源循環戦略 21」で明記されている。	
	位置、用地形状（用地形状）	県が用地を取得済みである。	

資料：埼玉県戦略的環境影響評価技術指針別表 1

2.3.4 事業の策定手続と戦略的環境影響評価との関係

廃棄物処理施設及び工業団地の整備事業計画の策定手続と戦略的環境影響評価との関係は、図 - 2.3.6 に示すとおりである。

対象計画の戦略的環境影響評価は、廃棄物処理施設及び工業団地の整備事業計画の検討において配慮を行うべき、環境影響要因*と影響を受ける環境項目*を明らかにし、また、計画の実施にあたり、必要な環境影響評価等の環境配慮の手続きの検討に資する情報を整理し、公表することを目的として実施するものである。

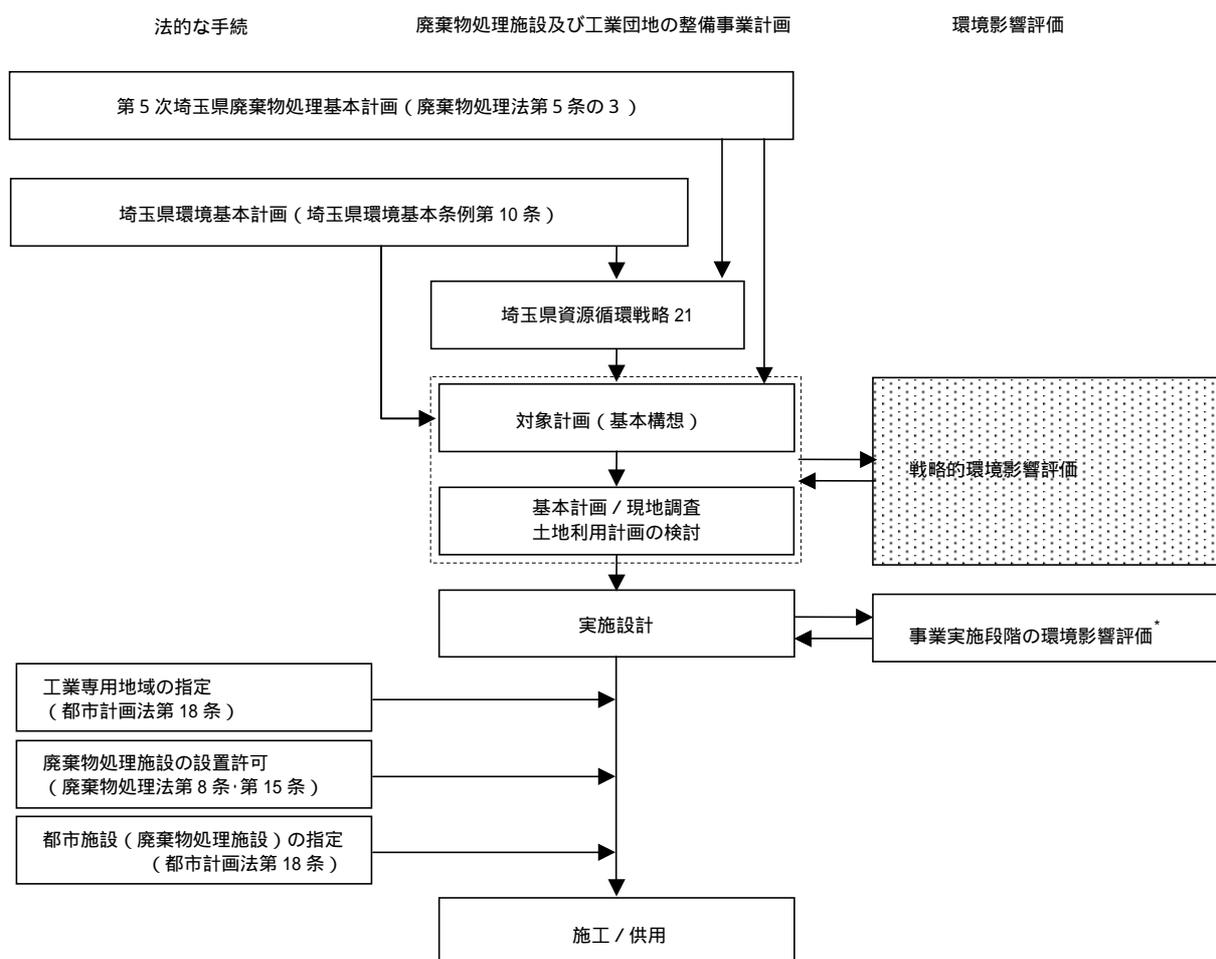


図 - 2.3.6 事業計画の策定手続と戦略的環境影響評価との関係

2.4 対象計画の実施区域及び関係町村

対象計画の実施区域は、埼玉県寄居町に位置する。

また、対象計画の関係町村は、対象計画が実施される区域の周囲3km以内の地域を含む町村とする。関係町村は、図 - 2.3.3 に示す寄居町、小川町、花園町、東秩父村の4町村である。

3. 関係町村の概況

3.1 関係町村の社会経済の状況

3.1.1 人口及び産業の状況

(1) 人口の状況

埼玉県及び関係町村における平成16年3月31日現在の人口、世帯数及び人口密度は表-3.1.1に示すとおりで、寄居町の人口は約3万8千人である。

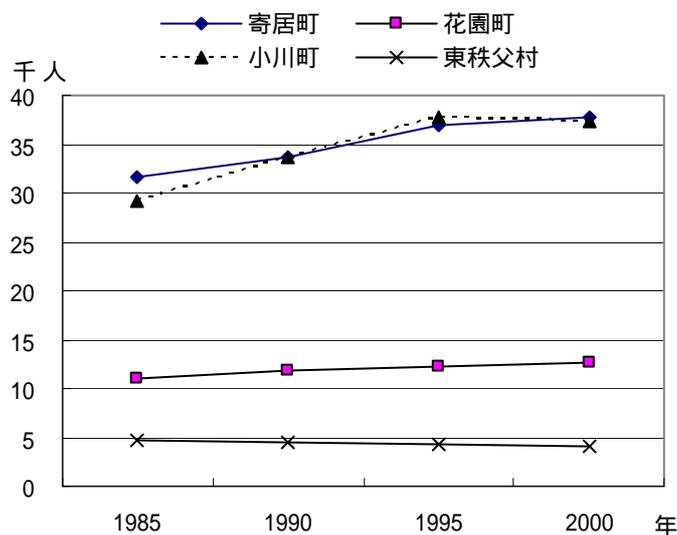
人口の推移を見ると、図-3.1.1のように、寄居町、小川町、花園町はそれぞれ若干増加する傾向にあり、東秩父村は徐々に減少している。

表-3.1.1 人口等の状況

県町村名	面積 (km ²) ¹⁾	人口 ²⁾	世帯数 ²⁾	人口密度 (人/ km ²) ²⁾
埼玉県	3,767.09	6,954,276	2,618,360	1,846.1
寄居町	64.17	38,071	12,808	593.3
小川町	60.45	37,065	12,303	613.2
花園町	15.82	12,855	3,934	812.6
東秩父村	37.17	4,032	1,119	108.5

1) : 平成14年10月1日現在 2) : 平成16年3月31日現在

資料 : 「第50回 埼玉県統計年鑑 平成15年」(平成16年3月、埼玉県)



資料 : 「第50回 埼玉県統計年鑑 平成15年」(平成16年3月、埼玉県)

図-3.1.1 関係町村の人口の推移

(2) 産業の状況

1) 事業所数及び従業者数

平成 13 年 10 月の事業所統計調査結果によると、関係町村に立地している事業所数は寄居町が 1,422 件、小川町が 1,608 件、花園町が 490 件、東秩父村が 188 件である。従業者数は、寄居町が 12,193 人、小川町が 11,781 人、花園町が 4,887 人、東秩父村が 968 人である。

寄居町の内訳をみると、事業所数では卸売・小売業・飲食店、サービス業、建設業・製造業が多く、従業者数では、製造業従業者数が全体の 3 割程度あり、続いて卸売・小売業・飲食店、サービス業の順で多い。

2) 第一次産業の状況

「2000 年世界農林業センサス」(農林水産省)から関係町村の販売農家数をみると寄居町が 819 戸、うち専業農家が 139 戸あり、小川町が 952 戸中 58 戸が専業、花園町が 671 戸中 95 戸が専業、東秩父村が 304 戸中 16 戸が専業であることから、関係町村の中で寄居町は農業が比較的盛んといえる。

経営耕地面積の内訳は、寄居町では 514ha が畑、123ha が樹園地、209ha が水田で、合計面積は 847ha である。花園町の経営耕地面積は 588ha、小川町は 457ha、東秩父村は 85ha で、経営耕地の規模でも寄居町が比較的大きい。

「平成 14 年度寄居町の主要統計」で寄居町の畑作物別作付面積をみると、小麦 66ha、ねぎ 41ha、ばれいしょ 32ha が多い。果樹ではうめが 19ha 作付けられている。このほかにも、養蚕と、採卵鶏・養豚・乳牛等の畜産が行われている。

埼玉県における漁業権は荒川水系及び利根川水系に設定されており、関係町村では、荒川を主として、あゆ、うぐい等の河川上流域の魚類、こい、ふな、うなぎ、どじょう等の河川・ため池・養殖池等の魚類に漁業権が設定されている。

平成 12 年の国勢調査では、寄居町で漁業・水産養殖業の就業人口はない。

3) 第二次産業の状況

「第 50 回 埼玉県統計年鑑」(平成 16 年 3 月、埼玉県)から、工業事業所数、従業者数、製造品出荷額等を関係町村で比較すると、工業事業所数は小川町が最も多く 151 件で、寄居町はこれに次いで 98 件となっている。製造品出荷額では、製造品出荷額に加え、加工賃収入額、修理料収入額も多いことから、寄居町が最も多く約 618 億円で、これに次いで花園町が約 501 億円となっている。

4) 第三次産業の状況

関係町村の小売業販売額は寄居町と小川町が多く、それぞれ約 279 億円と約 248 億円となっている。その内訳をみると、寄居町では「その他の小売業(各種商品小売業、織物・衣服・身の回り品小売業、飲食料品小売業、自動車・自転車小売業、家具・じゅう器・機械器具小売業に含まれないもの)」が、小川町では飲食料品小売業が最も多い。

関係町村の周辺都市の卸売業・小売業販売額を見ると、川越市、熊谷市などが多く、関係

町村もこれらの都市の商圈に含まれていると考えられる。

平成 14 年の観光客入りこみ数は、「第 50 回 埼玉県統計年鑑」によると、寄居町・花園町を含む大里広域圏が年間約 1200 万人、小川町・東秩父村を含む比企広域圏が約 600 万人である。いずれも、埼玉県内からの日帰り客が多い。利用交通機関としては、自家用車が最も多く次いで鉄道利用者が多い。

目的別に見ると、大里広域圏では観光農業客が約 450 万人と最も多く、次いで各種行事まつり見学客、遊園地客、スポーツ客となっている。

「平成 14 年度寄居町の主要統計」によれば、寄居町の観光農業としてはブドウ狩り・ミカン狩り、行事まつりとしては節分祭・桜祭り、夏祭り・水天宮祭、遊園地としては日本の里（日本水（やまとみず）周辺）やさいたま川の博物館、スポーツとしては各種ゴルフクラブ、運動公園等が主な目的地となっている。

3.1.2 土地利用の状況

「第 50 回 埼玉県統計書」から関係町村の地目別土地利用面積をみると、寄居町、小川町、東秩父村では山林がそれぞれ 27.1%、34.6%、81.5%で最も多いが、花園町では畑が全体の 35.5%を占めて最も多くなっている。寄居町は 28%が「その他」、27%が山林、「田」「畑」を合わせて 14.8%で、宅地は 10.9%である。

関係町村の平成 14 年における農地転用面積の総計は、寄居町が 644.7ha、花園町が 318.3ha、小川町が 285.8ha、東秩父村が 34.9ha であった。寄居町における転用目的は「住宅用地」が約 50%、「その他の業務用地」が約 37%を占めている。

対象計画区域内の土地利用の状況は、寄居町都市計画図(1:2,500、平成 6 年 9 月一部修正)の図上計測によると、表 - 3.1.2 のとおり、山林が全体の 8 割を占めている。

表 - 3.1.2 対象計画区域内の土地利用（概数）

水田	畑	荒地 (放棄水田等)	山林	その他 (道路・農業施設等)	合計
2.4ha	1.3ha	3.6ha	32.7ha	0.4ha	40.4ha
5.9%	3.2%	8.8%	81.0%	1.1%	100.0%

3.1.3 交通の状況

関係町村の主要交通網としては、図 - 2.3.3 に示すように、幹線道路として関越自動車道及び国道 254 号が北西 - 南東方向に、国道 140 号が東西方向に通っている。鉄道としては東武東上線、秩父鉄道及び JR 八高線が通っており、寄居駅でこれら 3 路線が交わっている。

対象計画区域周辺の道路交通量調査地点は図 - 3.1.2 に示すとおりである。対象計画区域内で最も近い交通量調査地点は国道 254 号の小川町勝呂 811（地点番号 12039）であり、この地点における調査結果は平日 12 時間値が 3,239 台、休日 12 時間値が 2,554 台、休日/平日比は 0.79 で、休日も比較的交通量が多い。

3.1.4 供給処理施設の状況

(1) 上水道

関係町村における上水道の整備状況は、表 - 3.1.3 に示すようにほぼ 100%である。

表 - 3.1.3 上水道の状況 (平成 15 年度)

町村名	計画給水人口 (人) ^{注1)}	行政区域内 総人口(人)	現在給水人口 (人) ^{注1)}	実績年間給水量 (1,000 m ³)	普及率 (%)
寄居町	41,700	37,741	37,720	4,850	99.9
小川町	43,200	36,502	36,283	4,610	99.4
花園町	13,140	12,727	12,727	1,520	100.0
東秩父村 ^{注2)}	4,676	3,953	3,893	-	98.5

注) 1 給水人口は上水道、簡易水道、専用水道を含む。

2 東秩父村については簡易水道の統計値で、給水量については情報が無い。

資料：「埼玉県の水道(平成 15 年度版)」(平成 16 年 1 月 19 日掲載、埼玉県)

寄居町の水道事業は寄居町上水道と 2 つの簡易水道から構成されており、それぞれの水源は、寄居町上水道が荒川表流水と県営水道、金尾簡易水道が釜伏川流水、風布・小林地区簡易水道が釜伏川の支流である違沢表流水である。

「埼玉県地盤沈下調査報告書(平成 14 年度観測成果)」(埼玉県、平成 15 年 11 月)によると、表 - 3.1.4 に示すように、寄居町は地下水の利用が少ないが、小川町及び花園町は地下水を水道水源として多く利用している。

東秩父村建設課によると、東秩父村においては、簡易水道水源として地下水が利用されており、平成 14 年度の年間地下水利用量は 66,707m³となっている。

表 - 3.1.4 地下水揚水量の推移 (m³/日)

町名	用途	平成 10 年	11 年	12 年	13 年	14 年
寄居町	水道用	0	0	0	0	0
	建築物用	-	-	-	-	-
	工業用	59	50	39	76	76
	計	59	50	39	76	76
小川町	水道用	4,568	4,744	4,415	5,084	4,825
	建築物用	-	-	-	-	-
	工業用	412	487	482	462	462
	計	4,980	5,231	4,897	5,546	5,287
花園町	水道用	3,102	3,255	3,451	4,025	3,553
	建築物用	-	-	-	-	0
	工業用	134	267	268	378	378
	計	3,236	3,522	3,719	4,403	3,931

資料：「埼玉県地盤沈下調査報告書(平成 14 年度観測成果)」(平成 15 年 11 月、埼玉県)

(2) 下水道

関係町村における下水道施設の整備状況は、表 - 3.1.5 に示すとおりで、下水道普及率は人口比で 15.3~25.8%にとどまっている。東秩父村においては、下水道事業は実施されていない。

表 - 3.1.5 公共下水道普及状況(面積:ha、人口:人)

町名	行政区域		公共下水道 処理区域		普及率	
	面積	人口	面積	人口	面積 比(%)	人口 比(%)
寄居町	6,417	38,071	160	5,808	2.5	15.3
小川町	6,045	37,065	148	8,470	2.4	22.9
花園町	1,582	12,855	102.8	3,318	6.5	25.8

資料:「第50回 埼玉県統計年鑑 平成15年」(平成16年3月、埼玉県)

3.2 関係町村の環境の状況

3.2.1 関係町村の環境の概況

(1) 自然環境

関係町村は埼玉県北西部に位置し、秩父山地の北東縁にあたる。また、当地域から荒川が関東平野に注いでおり、寄居町の荒川沿いには河岸段丘と斜面林が発達している。

「自然環境情報 GIS 第二版 現存植生図」(平成11年、環境省)をみると、図-3.2.1に示すとおり、関係町村のうち対象計画区域周辺の主な植生は、山地がコナラ・クリ群落、アカマツ・ヤマツツジ群集の典型的な里山・薪炭林の植生とスギ・ヒノキ・サワラ植林地になっており、河岸段丘上は主に桑畑として利用されている。自然植生としては、山地の一部にアラカシ群落、荒川沿いの斜面にケヤキ・イロハモミジ群集があるが、対象計画区域内にこれらの自然植生は分布していない。

関係町村のうち対象計画区域周辺の地質は、「埼玉県地質図(山地・丘陵地)」(平成11年、埼玉県農林部林務課)によると、図-3.2.2に示すように、秩父山地に当たるわが国でも最も古い地質と河岸段丘や平野部の未固結の堆積物からなる。対象計画区域は破碎が著しい金勝山花崗岩、海底火山活動で形成された御荷鉾(みかぶ)緑色岩類及び、これらの礫を含むれき岩からなる。関係町村内に断層は多く分布しているが、「新編 日本の活断層」(平成3年、東京大学出版会)によれば、対象計画区域周辺に活断層は存在しない。

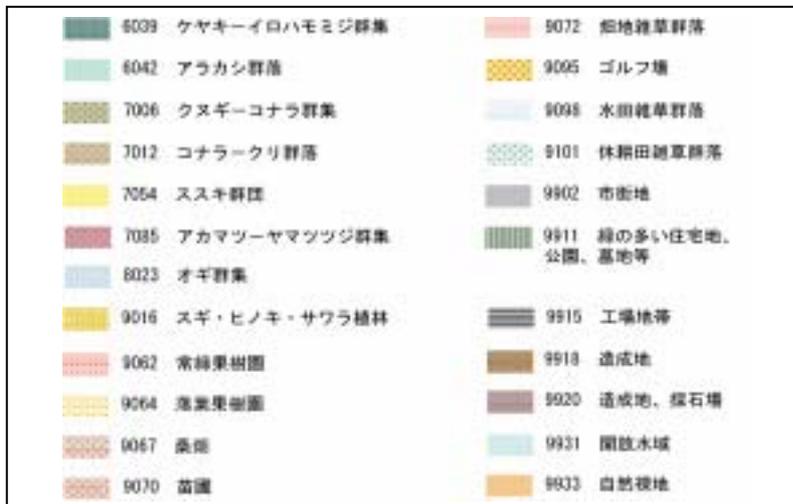
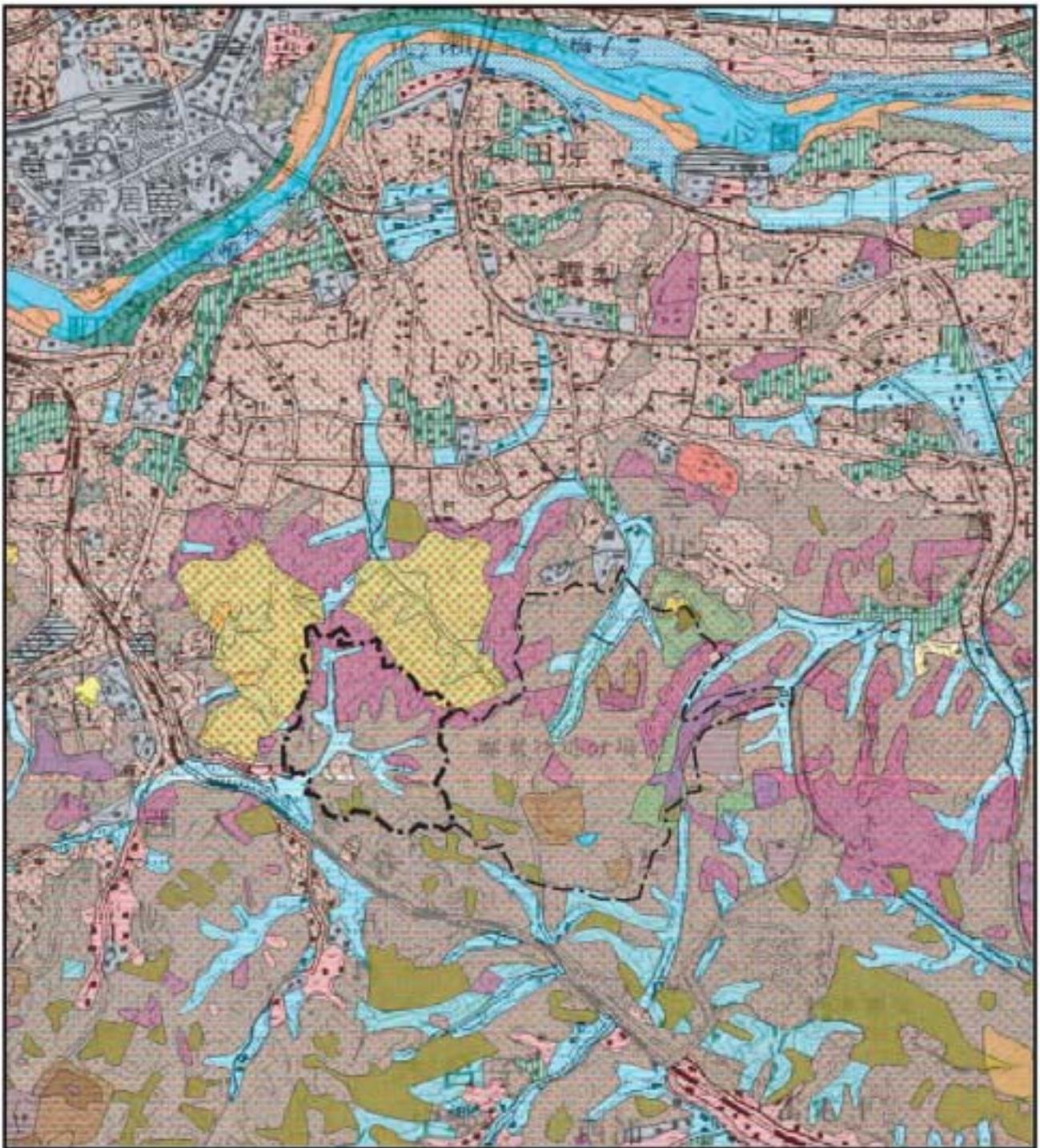
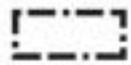


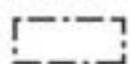
図 - 3.2.1 現存植生図 凡例
出典:自然環境情報第2版
11 埼玉県(平成11年、環境省)



凡例



対象計画区域



第1期事業

凡例については、前頁参照。

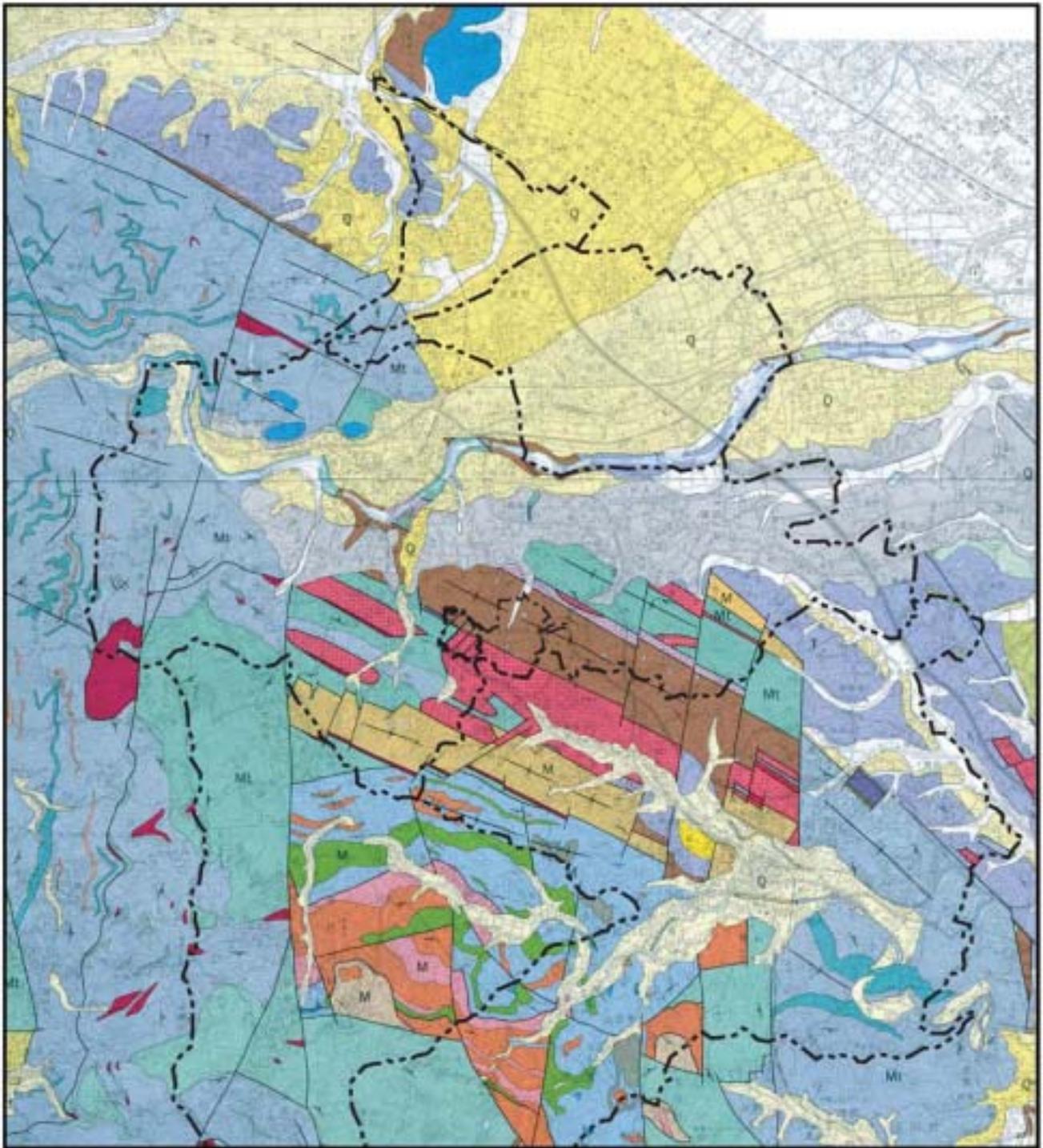


S = 1/25,000



出典：自然環境情報GIS第二版 11埼玉県（平成11年 環境省）

図-3.2.1 現存植生図



凡例

- 対象計画区域
- 第I期事業
- 市町村界
- 向斜構造
- 断層

第四紀 (Q)	沖積層	れき層	変成岩 (P1)	御寄峠緑色岩類
沖川段丘	武蔵野段丘	中・古生界 (M)	定置片岩	笠敷片岩
中位段丘堆積物	高位段丘堆積物	砂岩泥岩互層	滑結層灰岩	定置片岩
扇状れき層	扇状れき層	れき層	チャート	ホルンフェルス
第三紀 (T)	砂岩	頁岩質頁岩・火砕岩	花崗岩 (Gr)	花崗岩 (金輪山、その他)
泥岩	礫性凝灰岩			

N

S=1/100,000

出典：「埼玉県地質図（山地丘陵地）」（平成10年3月、埼玉県）

図-3.2.2 地質図

(2) 生活環境

1) 大気環境

関係町村の大気環境は、寄居町と小川町に1箇所ずつ設置されている常時監視測定局(一般測定局)で計測されている。平成14年度の測定結果をみると、二酸化窒素、二酸化硫黄については環境基準を達成しているが、光化学オキシダント濃度と浮遊粒子状物質^{*}の短期的評価については環境基準を達成していない。ただし、光化学オキシダントについては県内の全ての測定局で、浮遊粒子状物質の短期的評価も県内1測定局を除き達成できていない状況である。浮遊粒子状物質の長期的評価に係る環境基準は、小川町の測定局では達成している。

また、自動車排出ガス測定局は、寄居町桜沢(国道140号沿い)に設置されており、二酸化窒素の測定が行われているが、環境基準は達成している。

大気中のダイオキシン類^{*}の濃度については、埼玉県が設置した測定局が小川町の埼玉県立小川高校にあり、環境基準を達成している。

平成13年度の関係町村における公害苦情の受付件数は、寄居町103件、小川町37件、花園町41件、東秩父村0件であった。

2) 水環境

関係町村内の平成14年度公共用水域水質測定結果をみると、測定地点は寄居町内に1地点(荒川の正喜橋(鉢形城跡南西))、小川町内に1地点(槻川の兜川との合流点前(小川町駅南西))ある。水質の状況は、カドミウム、シアン等有害物質についての基準を定めた健康項目については、いずれの調査地点でも環境基準を達成している。一方、大腸菌群数等、人の生活が汚染源となる生活環境項目の測定結果をみると、槻川ではBOD(生物的酸素要求量)が環境基準を超えることがあり、生活排水の流入等が原因と考えられる。なお、荒川の正喜橋地点のBOD年度平均値は、埼玉県内の88調査地点中5番目に低い濃度である。

また、河川水及び河川底質のダイオキシン類については小川町内の公共用水域水質測定地点と同じ地点で調査が行われている。平成15年度の公共用水域常時監視結果をみると、いずれの環境基準も達成している。

埼玉県による平成14年度の地下水水質測定結果をみると、関係町村では合計9箇所の井戸等において調査が行われており、環境基準を超過した地点は、寄居町赤浜、風布、用土と花園町北根の4箇所であった。環境基準を超えた項目はいずれも硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素で、肥料など多様な原因が関わっていると考えられる。平成15年度の地下水のダイオキシン類については寄居町西ノ入で常時監視が行われており、環境基準は達成している。

3.2.2 環境影響を受けやすい地域等の状況

(1) 公共・公益施設の保全対象の状況

本対象計画の立案において、環境を良好な状態に保持するよう留意すべき保全対象施設として、関係町村のうち対象計画区域から3km以内を中心とする地域（以下、対象計画区域及び周辺という。）の学校、病院、その他の公共・公益施設を表-3.2.1~3、図-3.2.3のとおり抽出した。

1) 学校・幼稚園

対象計画区域及び周辺に分布している学校及び幼稚園は表-3.2.1に、その位置は図-3.2.3に示すとおりである。

表-3.2.1 対象計画区域及び周辺の学校

町村名	記号	小学校名	町村名	記号	中学校名
寄居町	ア	寄居小学校	寄居町	ケ	寄居中学校
	イ	桜沢小学校		コ	城南中学校
	ウ	折原小学校		サ	男衾中学校
	エ	鉢形小学校	花園町	シ	花園中学校
小川町	オ	竹沢小学校			
花園町	カ	花園小学校			
東秩父村	キ	西小学校			
	ク	西小大内沢分校			

町村名	記号	高等学校名	町村名	記号	幼稚園名
寄居町	ス	寄居高校	寄居町	セ	寄居若竹幼稚園
			花園町	ソ	花園幼稚園

資料：「平成15年度 埼玉県学校便覧」（平成15年9月、埼玉県）
インターネット検索

2) 病院

関係町村のうち対象計画区域及び周辺に分布している病院は表-3.2.2に、その位置は図-3.2.3に示すとおりである。

表-3.2.2 対象計画区域及び周辺の病院

町名	記号	施設名
寄居町	A	埼玉療育園
小川町	B	宏仁会小川病院

資料：「埼玉県病院名簿（平成15年12月31日現在）」（平成16年3月、埼玉県）

3) 社会福祉施設

対象計画区域及び周辺に分布している社会福祉施設は表 - 3.2.3 に、その位置は図 - 3.2.3 に示すとおりである。

表 - 3.2.3 対象計画区域及び周辺の社会福祉施設

施設の区分	記号	町村名	施設名称	施設の区分	記号	町村名	施設名称
特別養護老人ホーム	1	寄居	あきやま苑	障害児通園(デイサービス)事業	23	寄居	障害児通園事業施設つばさ
	2	小川	さくらぎ苑		24	花園	フレンドセンターまきの木
	3	花園	フラワーヴィラ		25	寄居	はぐくみ寮
老人福祉センター	4	寄居	寄居町老人福祉センターかわせみ荘	生活ホーム事業	26	花園	ふれんず館
	5	花園	花園町老人福祉センター		27	寄居	桑ねっこ
老人デイサービスセンター	6	寄居	あきやま苑	精神障害者グループホーム	28	花園	はなぞの・桑の実
	7	寄居	ユウネス		29	寄居	玉淀園
	8	小川	さくらぎ苑		30	寄居	寄居町児童館
	9	花園	フラワーヴィラ		児童厚生施設 保育所	31	寄居
在宅介護支援センター	10	寄居	ユウネス在宅介護支援センター	32		寄居	桜沢保育所
	11	小川	小川町在宅介護支援センターさくらぎ苑	33		寄居	城南保育所
	12	花園	花園町在宅介護支援センター	34		寄居	男衾保育所
介護老人保健施設	13	寄居	介護老人保健施設逍遙の郷	35	寄居	こぶし保育園	
痴呆対応型老人共同生活援助事業	14	寄居	グループホームあかつき	36	寄居	ゆずの木保育園	
	15	花園	フラワーヴィラグループホーム	37	寄居	いずみ保育園	
身体障害者療護施設	16	寄居	埼玉療護園	38	小川	竹沢保育園	
知的障害者更生施設(入所)	17	花園	花園学園	39	花園	花園保育園	
知的障害者授産施設(通所)	18	寄居	はぐくみ園	40	花園	花園第二保育園	
知的障害者小規模通所授産施設	19	花園	若あゆ作業所	隣保館	41	寄居	寄居町隣保館
知的障害者グループホーム	20	花園	アパートメント花園	社会福祉協議会	42	寄居	(福)寄居町社会福祉協議会
知的障害児施設	21	花園	花園児童学園		43	花園	(福)花園町社会福祉協議会
肢体不自由児施設	22	寄居	埼玉療育園		44	東秩父	(福)東秩父村社会福祉協議会

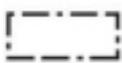
資料：「社会福祉施設名簿(平成15年5月1日現在)」(平成15年12月、埼玉県)



凡例



対象計画区域



第Ⅰ期事業



町村界

△ 学校・幼稚園
(ア～ソ)

◇ 病院 (A, B)

○ 社会福祉施設
(1～44)

注：図中の記号はそれぞれ表-3.2.1～3の記号に対応する。

資料：「埼玉県学校概要 平成15年度」（平成15年9月、埼玉県）
 「埼玉県病院名簿 平成15年12月31日現在」（平成16年3月、埼玉県）
 「社会福祉施設名簿 平成15年5月1日現在」（平成15年12月、埼玉県）



S=1/50,000



図-3.2.3 公共・公益施設の分布

注：本図は、国土地理院発行 1：50,000地形図を用いて作成したものである。

(2) 自然環境の保全対象の状況

1) 県立自然公園その他の体験・学習施設等

関係町村のうち寄居町・小川町・東秩父村と、長瀨町・秩父市・皆野町にわたる 14,753.6ha が、渓谷を特色とする「埼玉県立長瀨玉淀自然公園」に指定されている。指定区域は、図 - 3.2.4 に示すように対象計画区域の北側に接している。

また、図 - 3.2.4 に示すように、花園町には「ふるさと埼玉の緑を守る条例」に基づいて指定された「ふるさとの森」が2箇所ある。

このほか、対象計画区域及び周辺には、表 - 3.2.4、図 - 3.2.5 に示すように、荒川と流域に関する体験・学習施設「県立さいたま川の博物館」、自然の体験学習と宿泊・キャンプができる「県立小川げんきプラザ」があり、ハイキングコースも設定されて、川の自然、山・里山の自然とふれあう機会が豊富に用意されている。

表 - 3.2.4 対象計画区域周辺の自然環境に関わる体験・学習施設等(1)

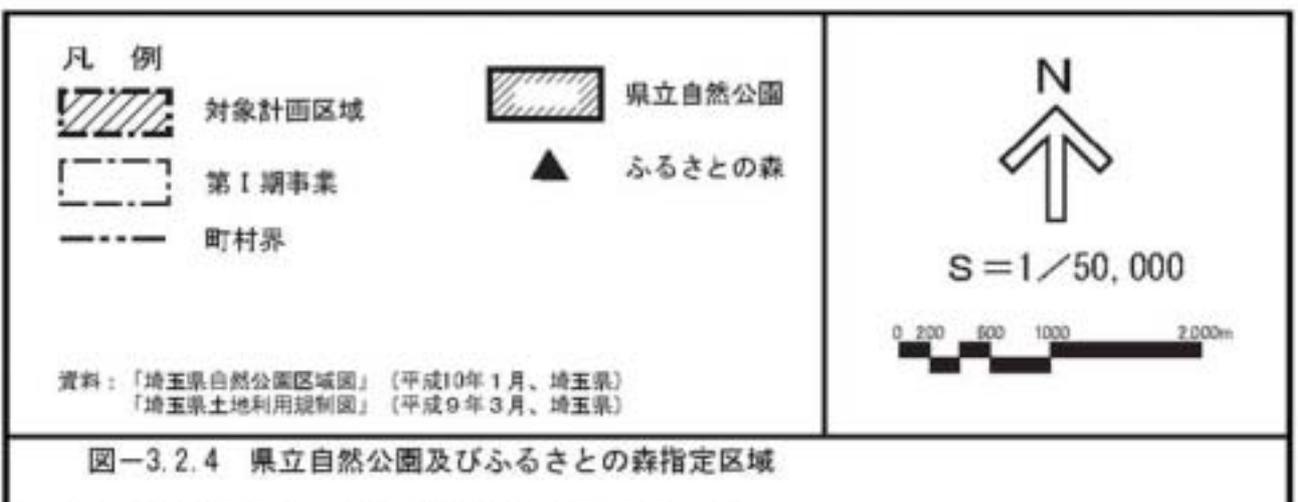
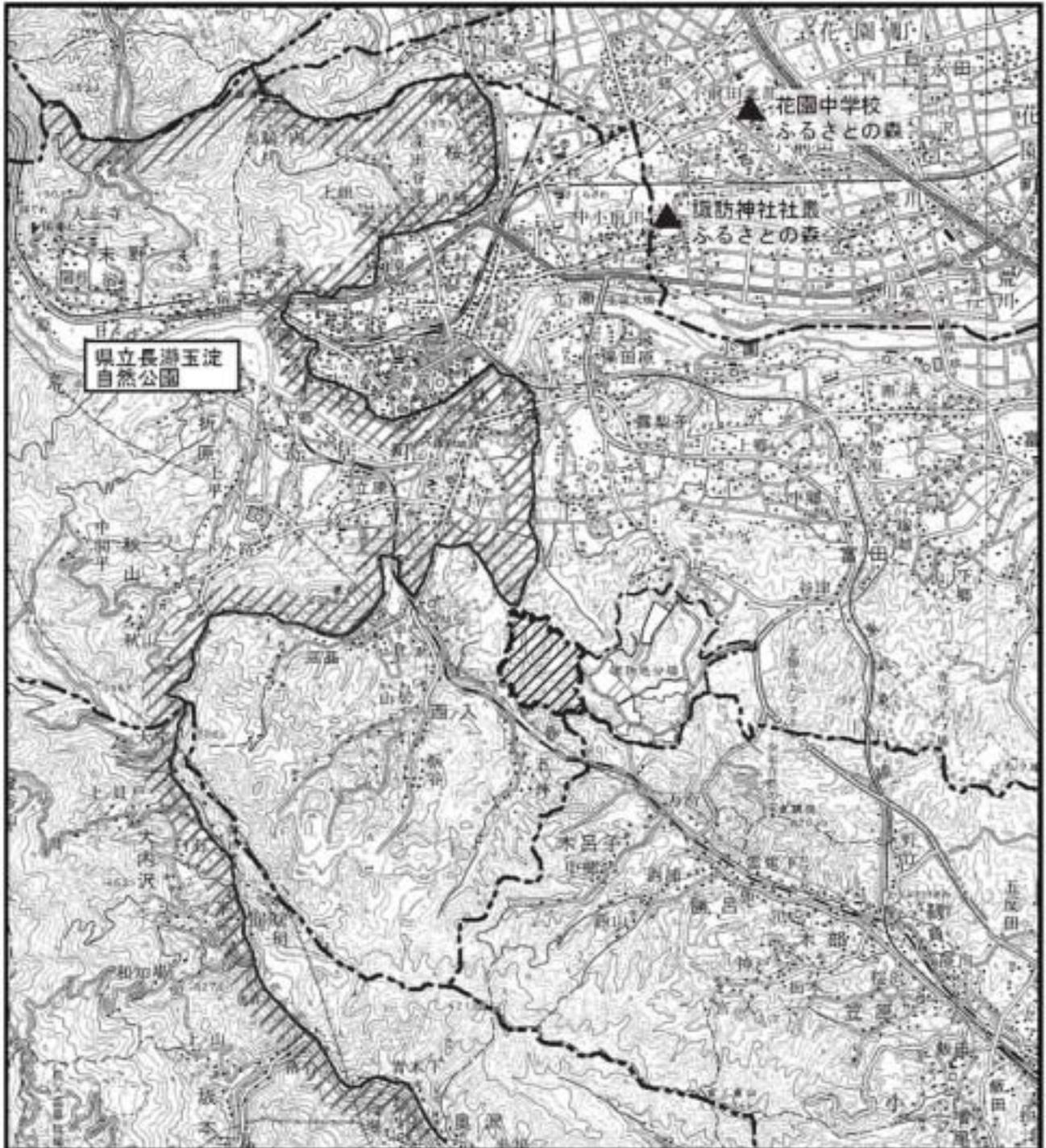
	名称	概要
1	鉢形コース	寄居町内を巡るコースで、国指定史跡鉢形城跡とみかん狩りが楽しめる。
2	円良田コース	寄居町内を巡るコースで、円良田湖と名刹少林寺・五百羅漢・千体荒神などの見所がある。
3	玉淀コース	荒川の川沿いを巡るコースで、玉淀河原、少林寺や正龍寺などの寺を巡る。
4	男衾コース	由緒ある古刹を巡るコースで、長昌寺、常楽寺などの寺を巡る
5	お寺と手すき和紙の里を訪ねるコース	小川町内を巡っている 23.5 km のコースで、和紙の里、官の倉山、仙覚律師遺跡、館川ダムなどの見所がある。
6	八幡山ハイキングコース	桜沢駅から八幡山、鐘撞堂山、櫓展望台を巡るコース。
7	車山ハイキングコース	折原駅から車山を一周するコースで周辺にはぶどう園が多い。
8	愛宕山ハイキングコース	鉢形駅から愛宕山を巡るコース。
9	天神山ハイキングコース	男衾駅からかわせみ荘を巡るコース。
10	鐘撞堂山	頂上からの展望が良い。
11	円良田湖	灌漑用の人造湖。湖の周辺 4 km にわたり、ソメイヨシノ・ヨシノザクラなど 1,500 本が植えられ花見をしながらボートや釣りが楽しめる。
12	少林寺	裏山には 500 体を超える羅漢像や荒神碑がある。
13	正龍寺	桑畑のなかに調和して古びた山門や本堂が立つ。
14	深沢川四十八釜	鉢形城の下を流れる深沢川の蛇行により釜のような深い淵が連続してつくられている。
15	鉢形城跡	戦国時代を代表する関東屈指の名城跡で、国指定の史跡。室町末期から北条氏が拠点とした。
	玉淀	鉢形城跡下の絶壁の濃い淀みと広々とした浅瀬の河原。
	玉淀の断崖	鉢形城跡下の切り立った平滑な断崖。
	玉淀河原の桜	鉢形城跡を臨む荒川の両岸。ソメイヨシノが 500 本植えられている。
16	かわせみ河原	寄居町内を流れる荒川の河川敷の俗称。春から秋にかけては、カヌーやオートキャンプなどアウトドアを楽しむ人が多く、冬には、白鳥が飛来する。

表 - 3.2.4 対象計画区域周辺の自然環境に関わる体験・学習施設等（2）

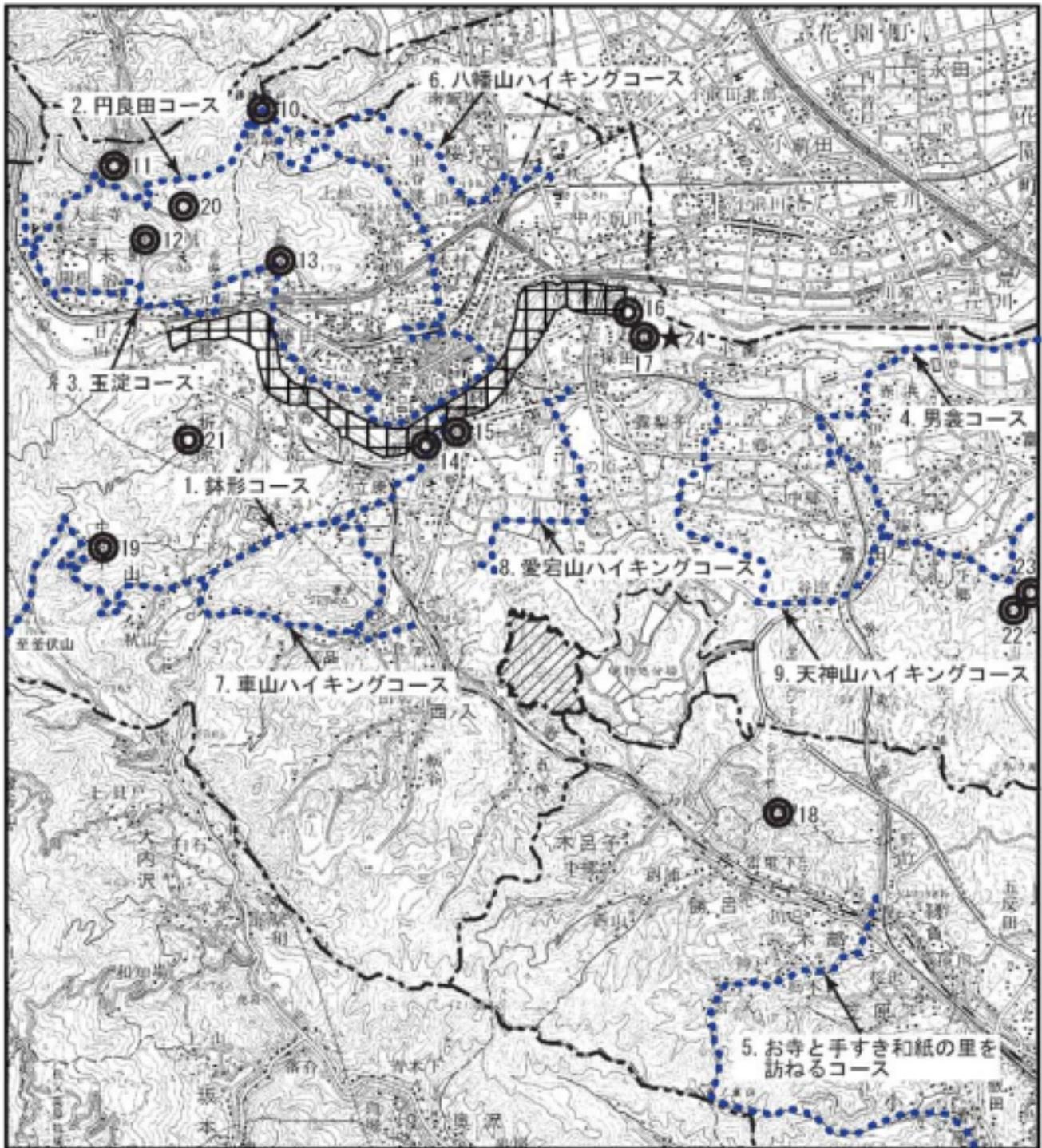
	名 称	概 要
17	県立さいたま川の博物館	荒川と人々のくらしの関わりを楽しみながら学べる、新しいタイプの博物館。ウォーターアスレチックや日本一の大水車などがある。
18	県立小川げんきプラザ	プラネタリウム等があり、自然の体験学習と宿泊・キャンプができる。
19	中間平緑地公園	春は桜、秋は紅葉が楽しめ、展望台からは関東平野が一望できる。
20	末野トンボ公園モデル地区	オニヤンマやヒガシカワトンボなどが見られる。
21	折原トンボ公園	トンボの種類が多い公園。ヘイケボタル、ゲンジボタルも見られる。
22	おぶすまトンボの里公園	アオヤンマ、ヨツボシトンボ、サラサヤンマなど寄居町内では珍しいトンボが生息している。
23	よりのトンボ自然館	トンボの写真や標本、ハチや世界の珍しい昆虫の標本などを展示している。
24	寄居町立かわせみ荘	町の老人福祉の向上や児童の健全育成、基本的人権を尊重する精神をかん養するための施設。1階が老人福祉センター、2階が児童館、3階が隣保館の複合施設となっている。

資料：寄居町資料、小川町資料、インターネット検索

一方、対象計画区域に隣接して整備されている第 期事業の造成工事に関する「彩の国資源循環工場整備事業に係る環境影響評価書」(平成 15 年 8 月、埼玉県)によると、平成 14 年 5 月に行った調査において、第 期事業の敷地境界付近の残存樹林内の歩道沿いで山菜採集等、管理棟付近に既に整備されている調整池周囲の舗装路で散歩・ジョギング等の活動が行われていることが確認されている。



注：本図は、国土地理院発行 1：50,000地形図を用いて作成したものである。



凡例

- | | | | |
|---|--------|---|-----------|
|  | 対象計画区域 |  | ハイキングコース |
|  | 第Ⅰ期事業 |  | 公園・施設等 |
|  | 町村界 |  | さいたま川の博物館 |

注：図中の番号は表-3.2.4の番号に対応する。

資料：「埼玉県文化財地図」（平成15年3月、埼玉県）
「寄居町町政要覧2001」（平成13年3月、寄居町）
「よりのい 県立長瀬玉淀自然公園」（寄居町）



S=1/50,000



図-3.2.5 自然環境の体験・学習施設等の分布

注：本図は、国土地理院発行 1：50,000地形図を用いて作成したものである。

2) その他

図 - 3.2.6 に示す、埼玉県が作成した自然評価マップによると、対象計画区域内の自然評価は0～6の7段階評価のうちの5（高いほうから2番目）で、「区分6（最も評価が高い区域）に準ずる良好な自然が見られ、県土の自然環境の核として区分6に準じて重要な地区。また、地域の自然環境の核として重要な地区。」と評価されている。

対象計画区域内に湿地・湧水等は記録されていないが、周辺には稀少動物の生息地が記録されている。

「オオタカとの共生を目指して 埼玉県オオタカ等保護指針」の資料として示されている「埼玉県オオタカ営巣地登録情報（平成10年12月現在）」によると、関係町村では、寄居町で3箇所、小川町で1箇所の営巣地が確認されており、花園町及び東秩父村には確認情報がない。対象計画区域に最も近い営巣地の対象計画区域からの距離は約2kmである。

また、先にあげた第一期事業の造成工事に関する「彩の国資源循環工場整備事業に係る環境影響評価書」（平成15年8月、埼玉県）では、対象計画区域に隣接する第一期事業区域及び周辺で確認された生物種のうち、表 - 3.2.5 にあげた生物種が「保全すべき動植物種」とされた。

表 - 3.2.5 第 期事業区域及び周辺で確認された保全すべき動植物種

	種 名	選定基準 ^{注)}			種 名	選定基準 ^{注)}	
		環境省	埼玉県			環境省	埼玉県
哺乳類	ホンドカヤネズミ	-	NT1, NT2	鳥類	ヤマガラ	-	NT2
	ホンドキツネ	-	NT2		ミヤマホオジロ	-	NT1
	ホンドテン	-	VU		ベニマシコ	-	NT2
	ニホンイノシシ	-	VU		両生類	トウキョウサンショウウオ	-
鳥類	ミサゴ	NT	-	昆虫類	サラサヤンマ	-	NT2
	ハチクマ	-	EN		アヤヘリハネナガウンカ	-	NT1
	トビ	-	DD		ハルゼミ	-	NT1
	オオタカ	VU	VU, NT2		ウシカメムシ	-	NT1
	ハイタカ	NT	-		ナカボシカメムシ	-	NT1
	ノスリ	-	NT2		ゲンジホタル	-	VU
	サシバ	-	EN		オオムラサキ	NT	NT1
	フクロウ	-	VU		植物	キキョウ	VU
	サンショウクイ	-	CR	ノハナショウブ	VU	-	
	クロツグミ	-	VU	ミゾコウジュ	NT	VU	
	ヤブサメ	-	VU	アケボノソウ	-	EN	
	センダイムシクイ	-	CR	サイハイラン	-	VU	
	キビタキ	-	VU	ミヤマウズラ	-	VU	
	オオルリ	-	CR	シュンラン	-	VU	
	エナガ	-	CR				

注) 選定基準は以下の文献による。

1. 動物

(1) 環境省(1998・1999・2000・2002)

- ・「改訂・日本の絶滅のおそれのある野生生物 哺乳類」, 「改訂・日本の絶滅のおそれのある野生生物 鳥類」, 「改訂・日本の絶滅のおそれのある野生生物 爬虫類両生類」, 「無脊椎動物(昆虫類、貝類、クモ類、甲殻類等)のレッドリストの見直しについて」, 「汽水・淡水魚類のレッドリストの見直しについて」掲載種
- VU(絶滅危惧 類): 絶滅の危機が増大している種
- NT(準絶滅危惧): 存在基盤が脆弱な種

(2) 埼玉県(2002)

- ・「改訂埼玉県レッドデータブック動物編2002」掲載種
- (5地帯区分のうちの「台地・丘陵帯」から抽出した。表中の は繁殖鳥、 は越冬鳥での選定を示す。)
- CR(絶滅危惧 A類): ごく近い将来における野生での絶滅の危険性が極めて高いもの
- EN(絶滅危惧 B類): A類ほどではないが、近い将来における野生での絶滅の危険性が高いもの
- VU(絶滅危惧 類): 次のいずれかに該当する種
 1. 大部分の個体群で個体数が大幅に減少している
 2. 大部分の生息地で生育条件が明らかに悪化している
 3. 大部分の個体群がその再生産能力を上回る捕獲・採取圧にさらされている
 4. 分布域の相当部分に交雑可能な別種が侵入している
- NT1(準絶滅危惧): 環境条件の変化によって容易に絶滅危惧に移行しうる属性を本来有しているもの
- NT2(準絶滅危惧): 生育状況の推移から見て、種の存続への圧迫が強まっていると判断されるもの
- DD(情報不足): 評価するだけの情報が不足している種

2. 植物

(1) 環境省: 「改訂・日本の絶滅のおそれのある野生生物 - レッドデータブック - 8 植物(維管束植物)」(環境庁、2000)に記載されている種

(2) 県: 「さいたまレッドデータブック - 埼玉県希少野生生物調査報告書 植物編 - 」(埼玉県、1998)に記載されている種

表中の記号は以下のカテゴリーを示す。

- EN(絶滅危惧 B類): 近い将来における野生での絶滅の危険性が高いもの
- VU(絶滅危惧 類): 絶滅の危機が増大している種
- NT(準絶滅危惧): 存在基盤が脆弱な種

3.2.3 環境の保全の観点から法令等により指定された地域等の状況

対象計画区域及び周辺における自然環境、国土防災、文化財、土地利用及び公害防止関連の法令等による指定・規制の状況は表 - 3.2.6～8 に示すとおりである。

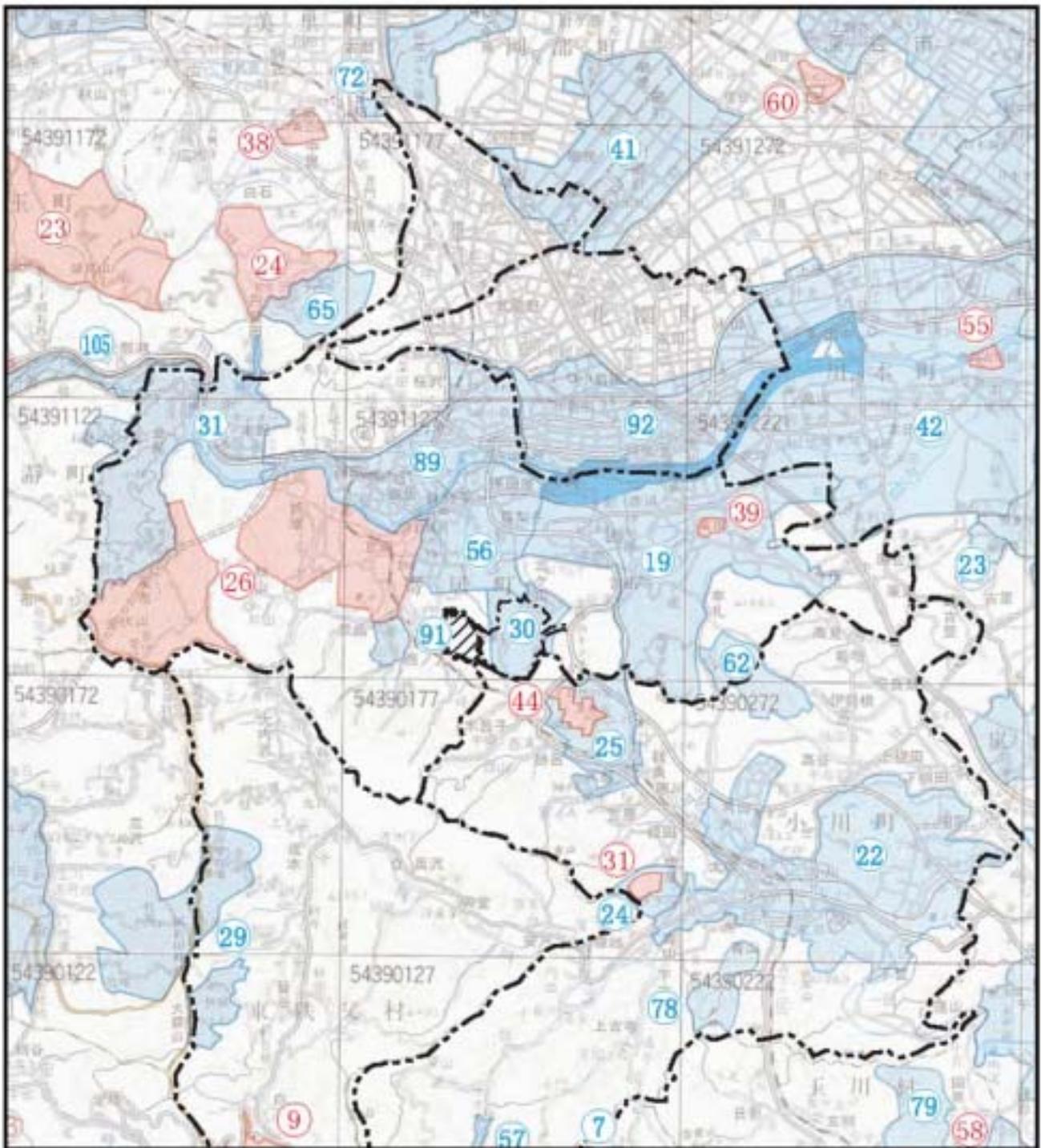
(1) 自然環境保全に関わる指定等の状況

対象計画区域の一部は、図 - 2.3.4 に示すように地域森林計画対象民有林に指定されている。

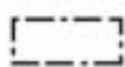
また、近隣には、図 - 3.2.7 に示す鳥獣保護区、銃猟禁止区域、図 - 3.2.4 に示す県立長瀬玉淀自然公園、図 - 3.2.8 凡例番号7 に示す県の天然記念物「ミミカキグサとモウセンゴケ自生地」が指定されている。

表 - 3.2.6 関連法令等による指定・規制の状況

地域・地区等		対象計画区域	対象計画区域周辺	根拠法令等
自然環境 関連指定	自然公園 等	県立自然公園	×	自然公園法 県立自然公園条例
		ふるさとの森	×	ふるさと埼玉の緑を守る 条例
	鳥獣保護 区等	鳥獣保護区	×	鳥獣の保護及び狩猟の適 正化に関する法律
		銃猟禁止区域	×	
国土防災 関連指定	急傾斜地崩壊危険区域		×	急傾斜地の崩壊による災 害の防止に関する法律
	地すべり防止区域		×	地すべり等防止法
	砂防指定地		×	砂防法
	保安林		×	森林法
文化財 関連指定	河川区域		×	河川法
	史跡・名勝・天然記念物(国・県・ 町村指定)		×	文化財保護法 県文化財保護条例
	県選定重要遺跡*		×	
	埋蔵文化財		×	
土地利用 関連指定	都市地域	市街化区域	×	都市計画法
		市街化調整区域	×	
	農業地域	農用地区域	×	農業振興地域の整備に関 する法律
	森林地域	地域森林計画対象民 有林		森林法



凡例

- | | | | |
|---|--------|---|-------------------------|
|  | 対象計画区域 |  | 鳥獣保護区 |
|  | 第Ⅰ期事業 |  | 銃猟禁止区域 |
|  | 市町村界 |  | 指定猟法禁止区域
(鉛散弾使用禁止区域) |



S = 1 / 100,000



出典：「平成15年度 鳥獣保護区等位置図」（埼玉県）

図-3.2.7 鳥獣保護区等位置図

(2) 文化財等の保全に関わる指定等の状況

対象計画区域内には史跡・文化財及び埋蔵文化財等の指定はない。対象計画区域周辺に指定されている文化財等は、表 - 3.2.7、図 - 3.2.8 に示すとおりである。

表 - 3.2.7 指定文化財等

町村名	No.	指定	種別	名称
寄居町	1	国	史跡	鉢形城跡
	2	県	史跡	北条氏邦墓・付夫人大福御前墓
	3	県	史跡	藤田康邦墓・付夫人西福御前墓
	4	県	史跡	末野窯跡
	5	県	名勝	玉淀
	6	県	天然記念物	正龍寺玉垂の楓
	7	県	天然記念物	ミミカキグサとモウセンゴケ自生地
	8	県	旧跡	日下部博貞墓
	9	県	有形文化財	板碑（曼荼羅板石塔婆）
	10	県	重要遺跡	花園城跡
	11	県	重要遺跡	大河内金兵衛陣屋跡
	12	県	重要遺跡	赤浜遺跡
	13	県	重要遺跡	末野窯跡群
	14	県	重要遺跡	馬騎の内廃寺跡
小川町	15	国	重要文化財	吉田家住宅
花園町	16	県	有形文化財	持田家文書
	17	県	重要遺跡	橋屋遺跡
	18	県	重要遺跡	黒田古墳群
東秩父村	19	国	重要無形文化財	細川紙

資料：「埼玉県文化財目録 平成 15 年 3 月現在」(平成 15 年 3 月、埼玉県)

(3) 公害防止に関わる指定等の状況

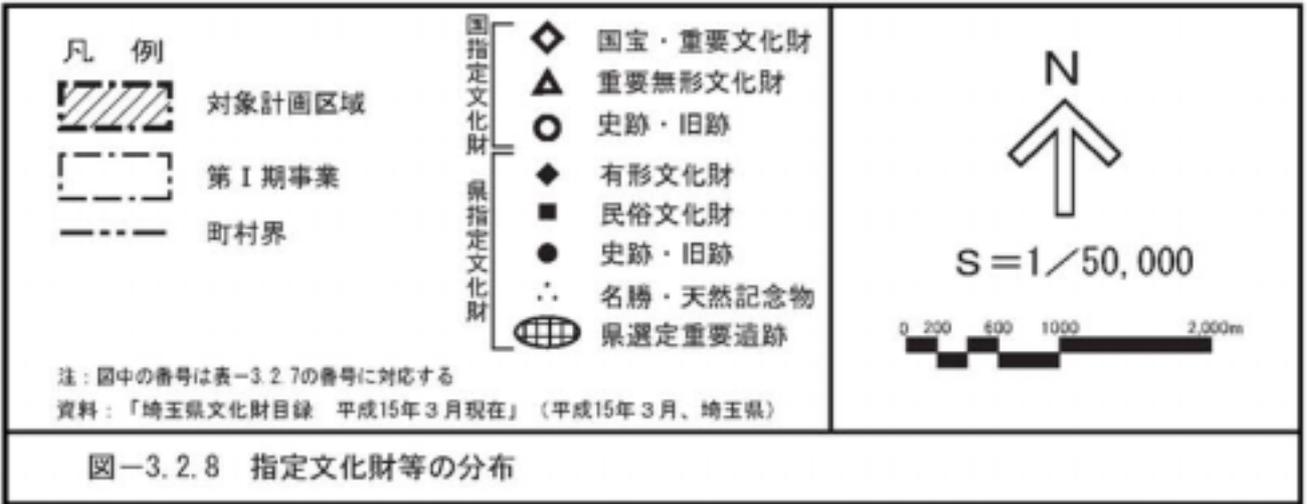
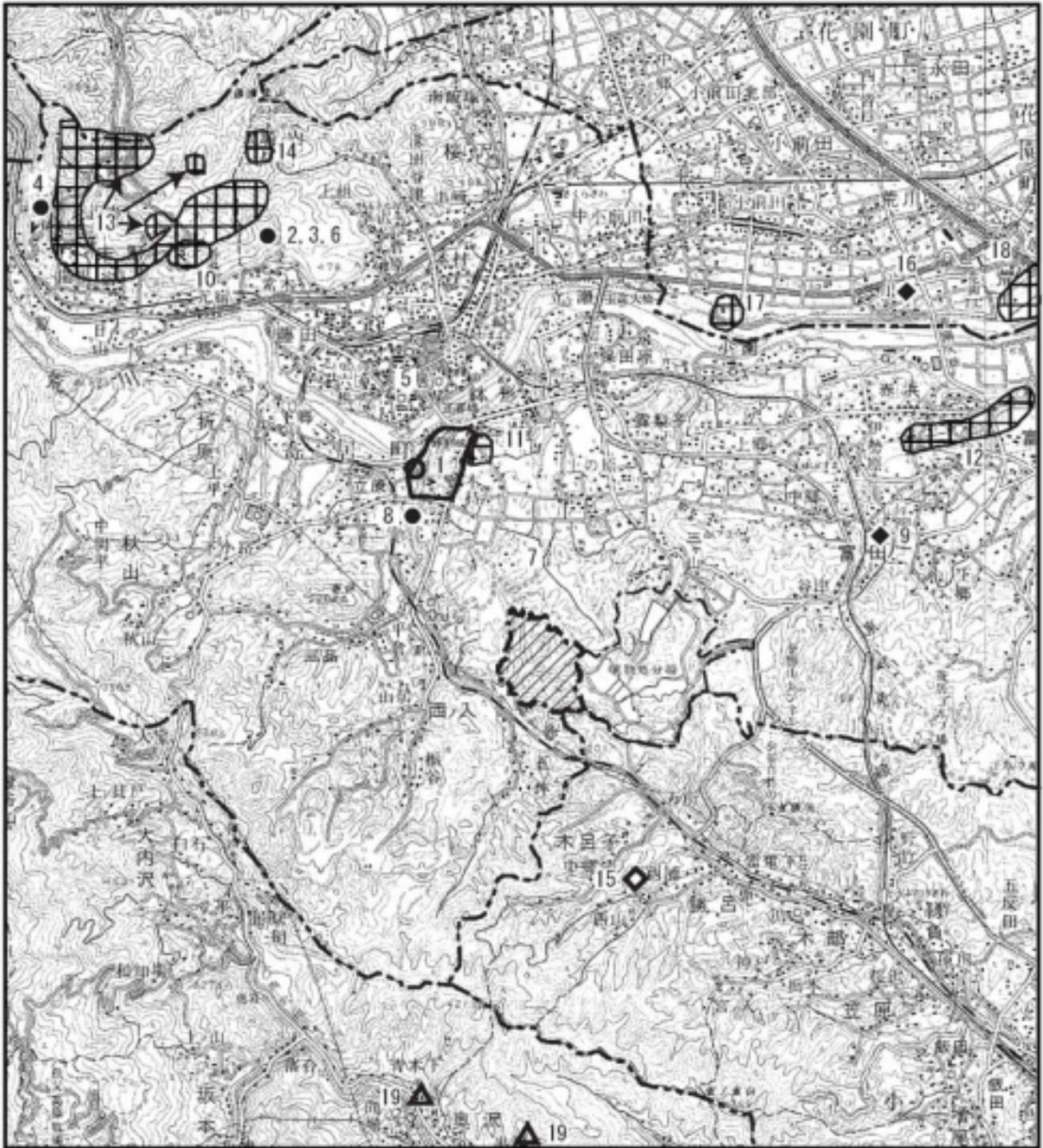
対象計画区域及び関係町村の公害防止に係る指定・規制の状況は、表 - 3.2.8 に示すとおりである。

表 - 3.2.8 対象計画区域及び関係町村における公害防止に係る法令等の指定状況

関係法令	法令等による指定地域	対象計画区域の指定状況	関係町村の指定状況
大気汚染防止法 県生活環境保全条例	硫黄酸化物に係るK値規制		
大気汚染防止法 県生活環境保全条例	光化学スモッグ注意報等発令地区		
自動車NOx・PM法	対策地域	×	(花園町のみ)
水質汚濁防止法 県生活環境保全条例	閉鎖水域：東京湾に係る総量規制の指定地域		
騒音規制法 県生活環境保全条例	工場・事業場騒音と建設作業騒音の規制地域		
県生活環境保全条例	資材置場における作業騒音、深夜営業騒音と拡声器騒音についての規制地域		
振動規制法 県生活環境保全条例	工場・事業場振動と建設作業振動の規制地域		
悪臭防止法 県生活環境保全条例	規制地域		

資料：「平成 15 年版 埼玉県環境白書」(平成 15 年 12 月、埼玉県)

「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法施行令」(平成 4 年 11 月 26 日政令第 365 号)



注：本図は、国土地理院発行 1：50,000地形図を用いて作成したものである。

3.2.4 既に環境が著しく悪化し、またはその恐れが高い地域等の状況

関係町村において環境基準が達成されていない環境要素としては、大気質における浮遊粒子状物質と光化学オキシダント、地下水の水質における硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素がある。

「埼玉県地盤沈下調査報告書(平成13年度観測結果)」(平成14年9月、埼玉県)によると、平成13年1月1日より平成14年1月1日に至る期間の地盤沈下の平均変動量は、寄居町が1mm、小川町が3mm、花園町が2mmの沈下となっている。東秩父村では、観測が行われていない。なお、埼玉県内では同期間に最大22mmの地盤沈下が観測されている。

その他、局所的に環境が著しく悪化している地域、またはその恐れが高い地域は、関係町村内に存在しない。

4．対象計画の原案

4．1 対象計画の原案設定の背景

4．1．1 埼玉県地域計画等における対象計画と対象計画区域の位置づけ

(1) 埼玉県長期ビジョン(平成9年度～22年度)(平成9年2月)

本ビジョンの施策展開の基本方向では、環境への負荷^{*}の低減の一方策として廃棄物の減量化と適正処理をあげ、1) 容器包装廃棄物をはじめとする廃棄物のリサイクル体制の確立、リサイクル関連施設整備の支援・促進、2) 県営広域処分場の確保、広域的廃棄物処理体制の確立等の施策を実施することとしている。

また、本ビジョンの地域構想において、関係町村は、雁坂トンネルの開通によって広域連携軸としての機能が強化される国道125号・140号を中心とした「北の回廊地域連携軸」に属する地域として、山梨・長野方面と北関東方面が埼玉経由で結ばれ、観光をはじめとする人々の交流、特産物の相互交流など、広域的で頻繁な交流が生まれることが期待されている。

(2) 彩の国5か年計画21(平成14年度～18年度)(平成14年2月)

本計画の分野別計画では、31の基本目標、40の政策指標を示している。このうち、環境の分野の「基本目標3：循環型の社会をつくる」については「政策指標：資源として再利用されている廃棄物の割合」が、一般廃棄物^{*}について26%(平成13年度現状値16.9%)、産業廃棄物^{*}について56%(平成10年度現状値48%)に設定されている。

また、同基本目標を実現するための施策として、「彩の国資源循環工場の整備」(第一期事業)を、先端技術を持ったリサイクル工場や試験研究施設などからなる全国初の総合的モデル施設として整備することとしている。

一方、本計画の地域別計画において、関係町村は、寄居町と花園町が北部地域に、小川町と東秩父村が西部地域に含められている。

北部地域の地域整備方針は「自然と調和した産業と活力ある農業をはぐくむ都市圏づくり」におき、寄居町・花園町は、業務核都市として育成する熊谷・深谷地域の後背地として多様な地域資源を生かしたまちづくりを進めることを目指している。

西部地域の地域整備方針は「むさし野の自然にはぐくまれた新しい産業文化の都市圏づくり」としている。小川町と東秩父村は東松山市を中心とする都市圏に含まれ、道路やインターチェンジの整備、東武東上線の複線化延伸などを踏まえて、豊かな自然環境を保全しつつ、研究、居住などの機能の集積を目指している。

(3) 新生埼玉行動計画(平成15年11月)

本計画は、「彩の国5か年計画21」を県政運営の基本としつつ、本行動計画に示された項目について、特に重点的に取り組むことを宣言している。

その中で、「行動計画15：PFIの活用」に、「彩の国資源循環工場」におけるPFI手法による施設の建設・供用が位置づけられている。

(4) 彩の国都市づくり指針(平成14年3月)

本指針において、関係町村は、北西に本庄市を中心とする業務核都市、北東に熊谷市・深谷市を中心とする都市核をもち、高規格幹線道路や鉄道の便がよい一方で、大規模な評価の高い自然の外縁部にあっている。このことから、関係町村における都市づくりにおいては、本指針が示す方針のうち「緑に包まれた環境と共生した都市をつくる」ことに重点を置き、環境負荷の少ない循環型都市づくりの推進、自然環境を守り育む都市づくりの推進、多様な機能を持った農地や森林の保全・活用に配慮することが重要となる。

4.1.2 埼玉県環境計画等における対象計画と対象計画区域の位置づけ

(1) 第5次埼玉県廃棄物処理基本計画(平成13年度~17年度)(平成13年度)

本計画は、資源循環型社会の実現と環境への負荷の少ない廃棄物処理の実現を目指して、平成13年度を初年度とし、平成17年度を目標年度とする5か年計画として策定されている。

産業廃棄物の数値目標としては、平成17年度の排出量は、平成10年度よりも4.6%増加すると予想されるところ、1)排出量の増加を3%に抑制、2)再生利用量を平成10年度の48%から55%に増加、3)最終処分量を平成10年度より30%削減、4)県外最終処分量を平成10年度より30%削減することとしている。

一般廃棄物の数値目標としては、平成17年度の排出量は平成10年度よりも7.5%増加すると予想されるところ、1)県民一人一日当たりの排出量を平成10年度より4%削減、2)再生利用量を平成10年度の16.9%から25%に増加、3)最終処分量を平成10年度より30%削減、4)県外最終処分量を平成10年度より30%削減することとしている。

これらの目標を達成するため、次の5つが施策展開の基本方針としてあげられている。

- 1) 廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用、熱回収の推進
- 2) 排出者責任の徹底と拡大生産者責任の推進
- 3) 環境負荷低減と安全な廃棄物処理の推進
- 4) 地域と共存する安心な廃棄物処理施設の確保
- 5) 廃棄物の不適正処理防止

これらの基本方針のうち、計画期間内に展開する具体的施策として、再生利用促進のために最終処分量が多く再生利用が進んでいない各種廃棄物について再生利用先の確保など再生利用促進に向けた調査・研究を行うこと、廃棄物処理施設の確保のために市町村共同による広域的な最終処分場の建設の促進を図ることなどがあげられている。

(2) 埼玉県環境基本計画(平成12年度~20年度)(平成13年3月)

埼玉県では、平成8年に策定した環境基本計画について、近年のダイオキシン類をはじめとする環境ホルモンなど新たな課題に対応するため、見直しを行い、平成13年に新たな「埼玉県環境基本計画」を策定した。この計画の期間は、2000年度(平成12年度)から2010年度(平成20年度)である。

本計画では、以下の3点を21世紀半ばを展望した長期的な目標に設定している。

- 1．環境への負荷の少ない地域社会の実現
- 2．恵み豊かでうるおいのある環境の確保
- 3．地球環境の保全と自主的取組の推進

このうち廃棄物に関しては、「環境への負荷の少ない地域社会の実現」の目標を実現するため、廃棄物の発生抑制と循環的利用システムの構築及び公共関与による総合的な資源循環モデル施設の確保を重点取組施策にあげている。対象計画はこのうち後者の施策の中核をなすもので、県営の広域処分場における廃棄物の処分を推進するほか、適正な産業廃棄物処理施設の確保を図るため、資源循環型の民間事業を主体に、県が用地を提供することを基本としたモデル事業を推進し、民間の事業化を支援しようとするものである。

一方、本計画において対象計画区域は外秩父山地の北端に当たっており、山地地域の環境配慮の基本的事項として、道路、河川等の地域整備や観光レクリエーション施設の整備に当たっては、山地の持つ優れた自然環境を損なわないよう配慮されていること、尾根や渓谷等にある景観上重要な緑が保全されていること、グリーン・ツーリズムの促進などを通じて都市との交流が行われていることなどがあげられている。

(3) 埼玉県資源循環戦略21(平成16年度～18年度)(平成16年3月)

本戦略は、県内で排出される年間1400万トンを超える廃棄物を削減し、最終処分の県外依存を解消して、持続可能な循環型社会を形成するための行動計画として、平成16年度から18年度までの3年間を計画期間として策定された。

本戦略は『廃棄物処理から資源循環へ』を基本方針とし、県、県民、NPO、事業者、市町村が相互に連携して環境への負荷を最小限に抑制するとともに、効率的な循環利用を図るため、企業の有する経済合理性を最大限発揮させる政策誘導に努めることとしている。

本対象計画は、本戦略が提言している3つの緊急プロジェクトと6つの重点プロジェクトのうち、第1の緊急プロジェクトである「資源循環ネットワーク構想」の中で、「彩の国資源循環工場の拡大」として取り上げられている。その目的は、1)彩の国資源循環工場(第一期事業)で得られた埼玉県独自の安全管理システムなどの成果や先進的な手法を最大限に活用し適正な施設の確保に努めること、2)公共関与による県の中核拠点機能をさらに拡充するため第一期事業の隣接地等に敷地を拡大して再資源化施設の整備を検討し、県内で発生する循環利用可能な廃棄物の『全量県内再資源化』を目指すこととしている。

本戦略では対象計画の事業内容をさらに詳しく以下のように設定している。

彩の国資源循環工場の隣接地

公共関与による徹底した安全管理のもとで、資源循環工場に隣接する県有地へ環境分野で21世紀をリードする新たな民間先端技術産業の誘導・集積を検討します。これまでの取り組みに加え、木くず、ガラス、電池など、年間30万トンの再資源化困難物のリサイクルを推進し、中核拠点機能の拡大に努めます。最終的には100ヘクタールを超える広大な緑地に囲まれた環境産業群を集積し、わが国を代表する「環境産業と研究開発の拠点」を形成します。

資料：埼玉県資源循環戦略21(平成16年、埼玉県)

(4) 埼玉県ゼロエミッション行動計画(平成10年度~20年度)(平成10年7月)

本計画では、埼玉県において資源循環型社会を構築して廃棄物の削減を目指すため、1)環境に配慮した事業活動の推進及びライフスタイルづくり、2)焼却・埋め立て方式から循環型方式への転換、3)ダイオキシン類の排出抑制と不法投棄・不適正処理の根絶の3点を基本方針としてあげている。

(5) 埼玉県ダイオキシン類削減推進行動計画(平成12年9月)

本計画では、ダイオキシン類削減のための取り組みとして、埼玉県がすべてのごみ処理過程でのリサイクルをさらに徹底させ廃棄物の減量化をいっそう強力に進めるよう、循環型ごみ処理システムの整備を支援する、リサイクル技術の研究・開発を行うなどの施策を実施することとしている。

(6) 埼玉県緑の骨格づくり計画(平成13年2月)

本計画で、対象計画区域及び周辺は、関東平野外縁の丘陵地である「緑のフリンジ骨格軸」に位置づけられ、骨格づくりを進めるために、宅地等の開発に当たっては、景観や生態系保護、山地防災等に十分配慮し、緑の保全を図るとともに、開発地の緑化やビオトープの創出などに取り組んでいくこととしている。

(7) 彩の国湿地・湧水地保全基本計画(平成10年3月)

本計画において関係町村は、外秩父山地(山地地域)と江南台地(台地地域)に該当し、それぞれの地域における湿地環境の保全・創造の目標は表-4.1.1のように示されている。

表-4.1.1 地域別の湿地環境保全・創造の目標

山地地域	台地地域
<ul style="list-style-type: none"> ・湿地自然度^{注)}4・5の湿地実態把握 ・自然度4を5に改善 ・湿地自然度5の保全策の強化 ・都市住民の交流の場として活用 	<ul style="list-style-type: none"> ・湿地自然度3・4を4・5へ改善 ・湧水地、中小河川に対して重点的に配慮 ・市民生活に密着した活用策の展開

注) 湿地自然度の内容は以下のとおり。

5	多様な生物が生息・生育し、水面あるいは水量などの規模が大きい湿地。湿地全体に自然状態が残されているもの。
4	県内の湿地によく見られる生物がより多く、また、貴重な生物も生息・生育している。人工化されたところもあるが、自然状態が多く残されている湿地や大規模な湿地。
3	県内の湿地によく見られる生物が生息・生育している。水際の一部が人工化あるいは人為管理されている。

資料:「彩の国湿地・湧水地保全基本計画」(平成10年3月、埼玉県)

4.1.3 寄居町の環境計画における対象計画と対象計画区域の位置づけ

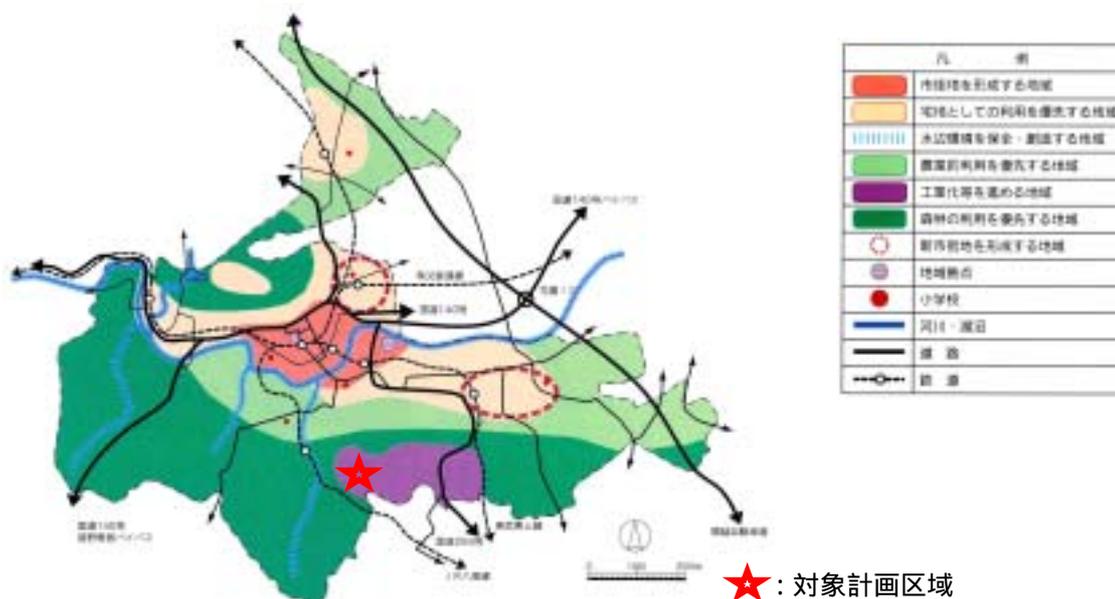
(1) 第4次寄居町総合振興計画後期基本計画（平成14年3月）

本基本計画は、平成9年度から18年度を計画期間とする第4次寄居町総合振興計画に基づいて施策の体系を示したものである。

町では、国道140号の慢性的な渋滞や高齢人口比率の増加などの課題に対応し、名水百選に認定されている風布川・日本水や関東一の水祭りともいわれる「寄居玉淀水天宮祭」が行われる荒川など町のシンボリック資源である水環境を保全しながら、自然との共生、安心と豊かさを実現することを目指している。

まちづくりの主要4テーマのうち、対象計画は、「緑の中の産業おこし」として、「山の辺の花木果樹生産パーク構想」「森林の保全とリゾートの振興構想」とともに「森の中のグリーンバレー構想」として位置づけられている。

図-4.1.1に示す土地利用構想図において、対象計画区域は、県営寄居工業団地、富田谷津工業開発地区、第一期事業区域等とともに、「工業化等を進める地域」とされている。当該地域の周辺は「森林の利用を優先する地域」「農業的利用を優先する地域」「宅地としての利用を優先する地域」等となっている。



出典：第4次寄居町総合振興計画後期基本計画

図 - 4.1.1 寄居町の土地利用構想図

(2) 寄居町都市計画マスタープラン(平成12年3月)

本計画の「将来都市像図」において、対象計画区域及び周辺は「寄居町基本構想」で計画された「森の中のグリーンバレー構想」を展開するゾーンとして図-4.1.2のように示されており、公園・緑地が整った工業開発地域として展開することとしている。



図 - 4.1.2 寄居町都市計画マスタープランにおける将来都市像図

(3) 寄居町緑の基本計画(平成12年3月)

本基本計画で、対象計画区域及び周辺は、環境保全系統、レクリエーション系統、防災系統、景観構成系統のいずれの観点からも特に重要な緑地には位置づけられておらず、「緑の将来像図(図-4.1.3)」「施設緑地配置方針図(図-4.1.4)」においても緑地機能の位置づけは行われていない。



出典：寄居町緑の基本計画（平成 12 年 3 月）

図 - 4.1.3 寄居町緑の基本計画における緑の将来像図



出典：寄居町緑の基本計画（平成 12 年 3 月）

図 - 4.1.4 寄居町緑の基本計画における施設緑地配置方針図

4.2 対象計画の原案検討の経緯

埼玉県では、県内で発生する廃棄物の再資源化を目指し、「埼玉県資源循環戦略 21」(平成 16 年 3 月)を策定した。この計画では、新たな再資源化の目標量を年間 200 万トンと定め、第 1 期事業で 70 万トン、対象計画で 30 万トン、地域ネットワーク拠点で 100 万トンの再資源化体制を整備することとしている。公共が関与する安全で安心なリサイクル工場の県内整備を進め、資源の再生利用により可能な限り最終処分量を削減する循環型社会の形成を目指すこととしている。

また、埼玉県では、県内で排出する年間約 100 万トンの最終処分量のうち、8 割近くを県外の最終処分場に依存していることから、「埼玉県環境基本計画」(平成 13 年 3 月)においては、著しい都市化が進み、自ら処分場を確保することが難しい県内市町村や中小企業を支援するため、埼玉県が広域自治体の役割として、継続的に県営広域処分場を整備していくこととしている。

第 1 期事業が位置する埼玉県環境整備センターは、全国唯一の県営最終処分場として平成元年 2 月にオープンし、平成 15 年度までに 99 万トンの廃棄物を受け入れている。処分場では、厳しい受け入れ基準と最高度の浸出水処理施設を有する管理型最終処分場として、住民の方々の監視活動を積極的に受け入れ、徹底した安全管理と透明性の高い運営を行っている。

対象計画は、第 1 期事業を拡大し、廃棄物リサイクルにおける県の中核拠点機能の拡充を図るとともに、ひっ迫する廃棄物最終処分場の確保するものである。なお、最終処分場については、第 1 期事業で最終処分場用地を再資源化施設用地に転用したことによる計画処分量の減少分約 30 万トン分を含め、100 万^m³(覆土を含む。)程度を確保する。

対象計画の特徴は、以下の 3 点である。

環境分野で 21 世紀をリードする先端技術産業の集積

環境分野をリードする先端技術を借地方式または P F I 方式等により誘導・集積し、第 1 期事業とあわせて、100ha を超える広大な緑地に囲まれた産業群を整備する。

埼玉県の運営による高度な安全性・信頼性の確保

埼玉県が、構想から立地企業の選定、用地賃貸、工場建設、将来の運営に至るまで、地域住民との継続的な合意システムの下に進め、将来にわたる事業の安全性と信頼性を総合的に確保する。

透明性の高い運営システムと周辺環境との調和

対象計画の運営にあたっては、徹底した情報公開と開かれた運営システムを構築し、第 1 期事業で整備している公園・緑地等と一体的に周辺の緑と調和した環境空間を整備する。

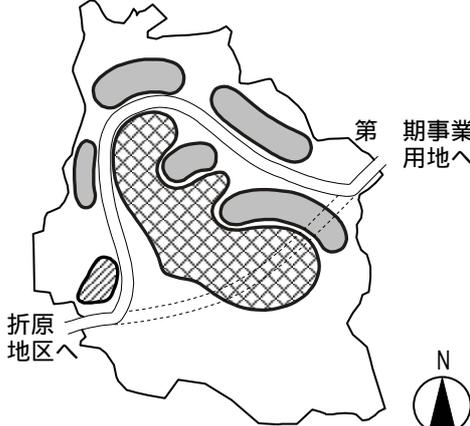
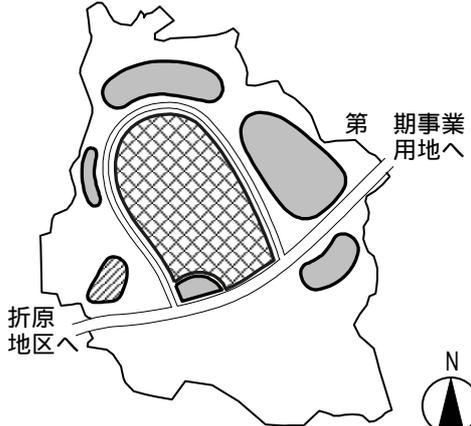
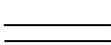
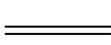
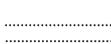
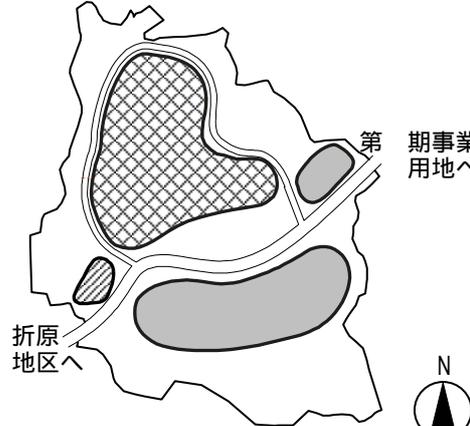
4.3 対象計画の原案の内容

埼玉県戦略的環境影響評価実施要綱に定めている「工業団地の造成」に関する複数原案策定の基本的事項のうち、「計画等の基本的枠組」については「埼玉県資源循環戦略21」で明記されており、また、「用地形状」については県が用地を取得済みである。対象計画では、造成事業の「土地利用計画」について複数原案を策定することとした。

また、埼玉県戦略的環境影響評価実施要綱に定めている「廃棄物処理施設の設置」に関する複数原案策定の基本的事項については、「計画等の基本的枠組」「立地地点」「規模・方式」が示されているが、「計画等の基本的枠組」「立地地点」については「埼玉県資源循環戦略21」で既に位置付けされていることから、複数案の策定においては、代替案を作成しないこととした。「規模・方式」については、「埼玉県資源循環戦略21」の中で対象廃棄物の概略が位置付けられているが、廃棄物処理施設（再資源化施設）の処理方式については工業団地に進出する借地事業者によって決定されることから、対象計画の複数原案としては、上記のほか、4.1、4.2で示したような対象計画の背景と経緯を踏まえて検討を行うこととした。

その結果、表 - 4.3.1 に示す基本方針を共有する3つの計画原案を、戦略的環境影響評価において比較・評価することとした。

表 - 4.3.1 計画原案の策定方針

<p>すべての原案に共通する基本方針</p>	<p>計画立案の対象とする地域は『埼玉県資源循環戦略 21』で位置付けられたように、第 期事業の隣地約 40.4ha（公簿面積約 32.5ha）とする。</p> <p>100 万 m³（覆土を含む）程度の最終処分場を確保する。</p> <p>最終処分場は、敷地南西部の下流側にある谷部を中心に配置する。</p> <p>工業団地では、木くず、ガラス、電池など年間 30 万トンの再資源化困難物のリサイクルを行うために、約 7 ha 以上の面積を確保する。</p> <p>将来、国道 254 号から折原地区へ抜ける町道として活用するために、第 期事業用地側の構内道路と折原地区へ抜ける道路を結ぶ道路配置とする。</p> <p>可能な限り、自然の地形を利用した土地利用計画とする。</p>	
<p>複数案の策定方針</p>	<p>周辺環境への影響が大きい項目のうち、土地利用計画（工業団地と最終処分場のゾーニング）に違いを持たせて複数案を立案する。</p>	
<p>各原案の考え方</p>	<p>A 案</p> <p>工業団地を北側に分散配置し、土地の形状を活かしながら最終処分場を敷地南側に配置した案</p>	<p>B 案</p> <p>最終処分場を敷地中央に整形した楕円形で配置し、工業団地は地形を活かして配置した案</p>
		
	<p>C 案</p> <p>土地の形状を活かしながら、最終処分場を敷地北側に配置し、工業団地を一体的に配置した案</p>	<p>凡例</p> <ul style="list-style-type: none">  : 処分場  : 防災調整池  : 工業団地  : 道路  : 管理用道路  : 付替可能性のある道路
		

5 . 関連する社会経済面の調査、推計の項目及び手法

5 . 1 関連する社会経済面の推計の項目の選定

対象計画は、7 ha 程度の工業団地用地の造成と 100 万 m³ (覆土を含む。) 程度の最終処分場を建設・供用するものである。

「埼玉県戦略的環境影響評価技術指針 別表 3」にあげられた「社会経済面の調査・推計に係る社会経済要素の範囲」のうち、本事業により影響・効果が発生すると考えられる項目、および、環境面の影響・効果と関連があると考えられる項目は、表 - 5.1.1 に示すとおりである。

表 - 5.1.1 関連する社会経済面の推計項目

社会経済要素	内容	推計項目
事業に係る費用	事業に係る費用、期間等	概算事業費 事業採算性
事業の効果	事業実施による経済的な影響	事業目的の達成 経済波及効果 雇用創出効果
事業の社会的な影響及び効果	事業実施による社会的な影響	地域社会・文化への影響 地域交通への影響

資料：埼玉県戦略的環境影響評価技術指針 別表 3

5 . 2 関連する社会経済面の調査、推計の手法

関連する社会経済面の調査、推計の手法については、表 - 5.2.1 に示す手法を用いることとする。

表 - 5.2.1 関連する社会経済面の推計手法

社会経済要素	推計項目	調査・推計の手法
事業に係る費用	概算事業費	・ 複数原案ごとの土地利用計画、造成計画に基づいて、造成工事等のイニシャルコストについて類似事例等の原単位を利用し、概算事業費を算定する。
	事業採算性	・ 廃棄物の受入料金、工業団地の借地料等を勘案し、第 1 期事業及び類似事例等に基づく原単位を利用して概算のランニングコストを算定し、上記のイニシャルコストと合わせて事業採算性を検討する。
事業の効果	事業目的の達成	・ 埼玉県の廃棄物処理状況を把握し、複数原案ごとの目的の達成度を検討する。
	経済波及効果	・ 長期にわたって建設及び運営管理を行うことによる埼玉県への経済波及効果について、第 1 期事業及び既存資料を参考にして概算を行う。
	雇用創出効果	・ 工事・建設にかかる期間、規模等をもとに、第 1 期事業及び類似事例等に基づく原単位を利用して算定する。
事業の社会的な影響及び効果	地域社会・文化への影響	・ 対象計画区域の最終処分場の跡地利用の考え方について複数原案ごとに定性的に整理する。
	地域交通への影響	・ 工事中及び供用時の発生集中交通による地域交通への影響を定性的に検討する。

6 . 環境面の調査、予測、評価の項目及び手法

6 . 1 戦略的環境影響評価の対象とする項目の選定

戦略的環境影響評価の対象とする項目は、図 - 6.1.1 に示す 3 つのステップを踏んで選定した。

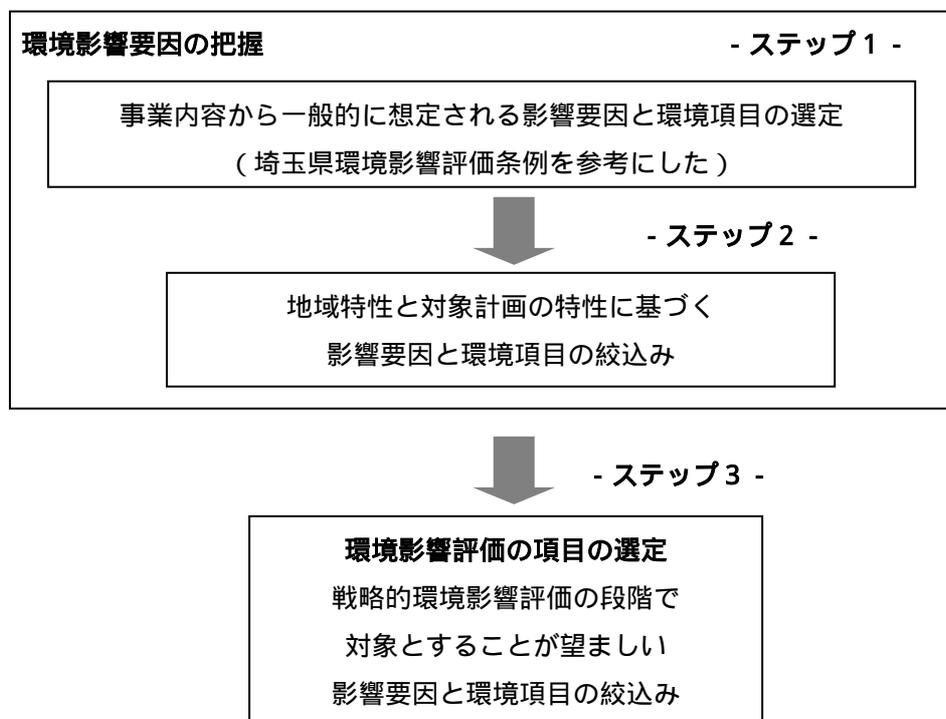


図 - 6.1.1 調査、予測、評価の対象とする影響要因と環境項目の選定方法

まず、事業内容から一般的に想定される影響要因を、埼玉県環境影響評価条例を参考に、表 - 6.1.1 A列のとおり選定した。

次に、地域特性と対象計画の特性に基づく影響要因と環境項目の絞込みを表 - 6.1.1 B列のとおり実施した。

最後に、表 - 6.1.1 B列において抽出した環境影響要因の中から、戦略的環境影響評価の段階で対象とすることが望ましい影響要因と環境項目を、戦略的環境影響評価を実施する項目を表 - 6.1.1 C列のように選定した。なお、戦略的環境影響評価が対象とする意思決定段階は、「土地利用計画の検討または調整」の段階と考えた。

予測評価を行わないこととした理由については、表 - 6.1.1 B列、C列に合わせて記載した。

表 - 6.1.1 本計画の実施に伴う環境影響要因と想定される環境影響、
及び調査・予測・評価対象とする影響要因と環境項目（1）

A 列		B 列		C 列	
埼玉県環境影響評価条例を参考にした、事業内容から一般的に想定される影響要因と環境項目の選定		地域特性と対象計画の特性に基づく絞込み		戦略的環境影響評価の段階で対象とする影響要因と環境項目	
環境影響要因		影響が想定される環境項目		: 選定する項目、 x : 選定しない項目、 - : B 列の除外項目	
工 事	建設機械の稼働	大気質	x 二酸化窒素又は窒素酸化物： 最終処分場及び工場用地が想定される場所が、最も近接している民家等から約100m（A案及びB案は約200m）以上離れていることから、建設機械の稼働による対象計画区域外への影響は軽微であると考えられるため。	-	
		騒音・低周波空気振動	x 騒音： 最終処分場及び工場用地が想定される場所が、最も近接している民家等から約100m（A案及びB案は約200m）以上離れていることから、建設機械の稼働による対象計画区域外への影響は軽微であると考えられるため。	-	
		振動	x 振動： 最終処分場及び工場用地が想定される場所が、最も近接している民家等から約100m（A案及びB案は約200m）以上離れていることから、建設機械の稼働による対象計画区域外への影響は軽微であると考えられるため。	-	
		動物	保全すべき種	x 建設機械の稼働による影響は、オオタカなどが想定されるが、営業地から約2 km離れているため、対象計画では検討しない。ただし、事業実施段階の環境影響評価段階では、オオタカの確認位置等について調査を実施することも検討する。	
		生態系	地域を特徴づける生態系	x 地域を特徴づけるオオタカを頂点とする生態系については、戦略的環境影響評価の段階では検討しない。	
		自然とのふれあいの場	x 自然とのふれあいの場： 最終処分場及び工場用地が想定される場所が、最も近接しているハイキングコース等から約250m以上離れると考えられることから、建設機械の稼働による影響は軽微であると考えられるため。	-	
	資材運搬等の車両の走行	大気質	x 二酸化窒素又は窒素酸化物： 対象計画内で切土量と盛土量のバランスをとる造成計画であることから、場外からの資材の搬入・搬出は少なく、資材運搬等の車両は対象計画内での走行が大半であり、周辺地域への影響は軽微であると考えられるため。	-	
騒音・低周波空気振動		x 騒音： 対象計画内で切土量と盛土量のバランスをとる造成計画であることから、場外からの資材の搬入・搬出は少なく、資材運搬等の車両は対象計画内での走行が大半であり、周辺地域への影響は軽微であると考えられるため。	-		

表 - 6.1.1 本計画の実施に伴う環境影響要因と想定される環境影響、
及び調査・予測・評価対象とする影響要因と環境項目（2）

A 列		B 列		C 列
埼玉県環境影響評価条例を参考にした、事業内容から一般的に想定される影響要因と環境項目の選定		地域特性と対象計画の特性に基づく絞込み		戦略的環境影響評価の段階で対象とする影響要因と環境項目
環境影響要因		影響が想定される環境項目	: 選定する項目、 x : 選定しない項目	: 選定する項目、 x : 選定しない項目、 - : B 列の除外項目
工 事	資材運搬等の車両の走行	振動	x 振動： 対象計画内で切土量と盛土量のバランスをとる造成計画であることから、場外からの資材の搬入・搬出は少なく、資材運搬等の車両は対象計画内での走行が大半であり、周辺地域への影響は軽微であると考えられるため。	-
		動物	x 保全すべき種： 資材運搬等の車両の走行ルートは、国道254号から第 期事業を抜けるため、保全すべき種への影響は軽微であると考えられるため。	-
		生態系	x 地域を特徴づける生態系： 資材運搬等の車両の走行ルートは、国道254号から第 期事業を抜けるため、生態系への影響は軽微であると考えられるため。	-
		自然とのふれあいの場	自然とのふれあいの場	自然とのふれあいの場： 資材運搬等の車両が第 期事業を横断するため、第 期事業の自然とのふれあいの場に対する影響が考えられるため。
	造成等の工事 (工業団地/ 最終処分場)	大気質	粉じん	x 工事内容、建設機械の配置等が具体的に想定できる事業実施段階の環境影響評価段階での予測評価がふさわしいと考えられるため
		水質	浮遊物質量	x 同上
		地象	x 土地の安定性： 工事実施に当たり十分な技術的対策が可能と考えられるため。	-
	動物	保全すべき種	第 期事業ではトウキョウサンショウウオの生息状況をすでに調査しており、対象計画内にも生息していることが確認されているため。また、オオタカなどへの影響が想定されるが、営巣地から約 2 km 離れているため、対象計画では検討しない。ただし、事業実施段階の環境影響評価段階では、オオタカの確認位置等について調査を実施することも検討する。	
	植物	保全すべき種、植生及び保全すべき群落	造成に伴う土地利用の変化により、保全すべき種、植生及び保全すべき群落の悪化、変化、消失が懸念されるため。	
	生態系	地域を特徴づける生態系	x 地域を特徴づけるオオタカを頂点とする生態系については、戦略的環境影響評価の段階では検討しない。	
	自然とのふれあいの場	x 自然とのふれあいの場： 最終処分場及び工場用地が想定される場所が、最も近接しているハイキングコース等から約250m以上離れると考えられることから、建設機械の稼働による影響は軽微であると考えられるため。	-	

表 - 6.1.1 本計画の実施に伴う環境影響要因と想定される環境影響、
及び調査・予測・評価対象とする影響要因と環境項目（3）

A 列		B 列		C 列
埼玉県環境影響評価条例を参考にした、事業内容から一般的に想定される影響要因と環境項目の選定		地域特性と対象計画の特性に基づく絞込み		戦略的環境影響評価の段階で対象とする影響要因と環境項目
環境影響要因		影響が想定される環境項目	: 選定する項目、 x : 選定しない項目	: 選定する項目、 x : 選定しない項目、 - : B 列の除外項目
工 事	造成等の工事(工業団地/最終処分場)	廃棄物等	廃棄物、残土	造成等の工事の配置により、廃棄物、残土の発生量が異なると考えられるため
存在 ・ 供用	造成地・施設 の存在(廃棄物最終処分場)	水象	河川等の流量、流速及び水位、地下水の水位及び水脈	造成地・施設の存在や配置により、深沢川への流入水量が減少するなど地域の水象が変化する可能性があるため。
	造成地の存在(工業団地)	地盤	x 地盤沈下： 4.2において工業団地は地盤の安定した切土の上に配置することとしており、地盤沈下の可能性は低いと考えられるため。	-
	供用	地象	土地の安定性 x 地形及び地質(重要な地形及び地質を含む)、表土の状況及び生産性：対象計画区域内に重要な地形及び地質や生産性の高い表土は存在しないため。	土地の安定性： 造成事業に伴って地形が変更されることから、切土法面、盛土法面の安定性が損なわれる可能性があるため。
		動物	保全すべき種	第一期事業ではトウキョウサンショウウオの生息状況をすでに調査しており、対象計画内にも生息していることが確認されているため。また、オオタカなどへの影響が想定されるが、営巣地から約2km離れているため、対象計画では検討しない。ただし、事業実施段階の環境影響評価段階では、オオタカの確認位置等について調査を実施することも検討する。
		植物	保全すべき種、植生及び保全すべき群落	造成に伴う土地利用の変化により、保全すべき種、植生及び保全すべき群落の悪化、変化、消失が懸念されるため。
		生態系	地域を特徴づける生態系	x 地域を特徴づけるオオタカを頂点とする生態系については、戦略的環境影響評価の段階では検討しない。
		景観	x 景観資源(自然的景観資源及び歴史的景観資源)： 対象計画区域内には、保全対象となる景観資源は存在しないため。 眺望景観	眺望景観： 造成地の規模・配置により、景観への影響が異なる可能性があるため。
		自然とのふれあいの場	x 自然とのふれあいの場： 最終処分場及び工場用地が想定される場所が、最も近接しているハイキングコース等から約250m以上離れると考えられることから、建設機械の稼働による影響は軽微であると考えられるため。	-
		史跡・文化財	x 指定文化財等、埋蔵文化財： 文献調査の結果、対象計画区域及び周辺には指定文化財及び埋蔵文化財は存在しないため。(工事中に確認された場合には、関係機関との適切な協議と保全への取り組みを行うことが可能と考えられる)	-

表 - 6.1.1 本計画の実施に伴う環境影響要因と想定される環境影響、
及び調査・予測・評価対象とする影響要因と環境項目（４）

A 列		B 列	C 列
埼玉県環境影響評価条例を参考にした、事業内容から一般的に想定される影響要因と環境項目の選定		地域特性と対象計画の特性に基づく絞込み	戦略的環境影響評価の段階で対象とする影響要因と環境項目
環境影響要因		影響が想定される環境項目	：選定する項目、 ×：選定しない項目、 -：B列の除外項目
存在	造成地・施設 の存在(廃棄物最終処分場)	日照障害	× 日影の状況： 造成工事において日照障害が発生するような大規模な建築物は設置しないため。
	造成地の存在(工業団地)	電波障害	× 電波受信状況： 造成工事において、電波障害が発生するような大規模な建築物は設置しないため。
供用	(工業団地)	施設の稼働 (廃棄物最終処分場)	大気質 二酸化窒素又は窒素酸化物、二酸化硫黄又は硫酸酸化物、浮遊粒子状物質、大気質に係る有害物質等 × 粉じん： 最終処分場及び工場用地が想定される場所が、最も近接している民家等から約100m（A案及びB案は約200m）以上離れていることから、最終処分場の稼働による対象計画区域外への影響は軽微であると考えられるため。
		騒音・低周波空気振動	騒音、低周波空気振動 最終処分場の稼働による対象計画区域外への影響は、最終処分場及び工場用地が想定される場所が、最も近接している民家等から約100m（A案及びB案は約200m）以上離れていることから、軽微であると考えられるため。
		振動	振動 最終処分場の稼働による対象計画区域外への影響は、最終処分場及び工場用地が想定される場所が、最も近接している民家等から約100m（A案及びB案は約200m）以上離れていることから、軽微であると考えられるため。
	悪臭	臭気指数又は臭気の濃度	× 最終処分場の稼働に伴う影響については、第 1 期事業の搬入実績より、焼却灰等の搬入が多い（95%以上）ことが予想されるため、悪臭の発生は軽微と考えられるため。また、工業団地立地企業の内容・規模等が検討される事業実施段階の環境影響評価段階で予測対象とすることがふさわしいと考えられるため。
	水質	生物化学的酸素要求量又は化学的酸素要求量、窒素及び燐、健康項目等、底質に係る有害物質等、地下水の水質に係る有害項目	× 最終処分場の稼働計画、排水処理計画が具体的に検討される事業実施段階の環境影響評価段階で予測対象とすることがふさわしいと考えられるため。
	土壌	土壌に係る有害項目	最終処分場の稼働に伴う土壌への影響の可能性があるため。
	自然とのふれあいの場	自然とのふれあいの場	発生集中交通により対象計画区域周辺のハイキングコースの利用に影響が発生する可能性があるため

表 - 6.1.1 本計画の実施に伴う環境影響要因と想定される環境影響、
及び調査・予測・評価対象とする影響要因と環境項目（5）

A 列		B 列		C 列
埼玉県環境影響評価条例を参考にした、事業内容から一般的に想定される影響要因と環境項目の選定		地域特性と対象計画の特性に基づく絞込み		戦略的環境影響評価の段階で対象とする影響要因と環境項目
環境影響要因		影響が想定される環境項目	: 選定する項目、 x : 選定しない項目	: 選定する項目、 x : 選定しない項目、 - : B 列の除外項目
存在	施設の稼働（廃棄物最終処分場）（工業団地）	廃棄物等	廃棄物、雨水及び処理水	x 最終処分場の稼働計画、工業団地立地企業の内容・規模、廃水処理（リサイクル）計画等が検討される事業実施段階の環境影響評価段階で予測対象とすることがふさわしいと考えられるため。
		温室効果ガス等	温室効果ガス、オゾン層破壊物質	x 最終処分場の稼働計画、工業団地立地企業の内容・規模等が検討される事業実施段階の環境影響評価段階で予測対象とすることが相応しいと考えられるため。
供用	自動車等の走行（廃棄物最終処分場）	大気質	二酸化窒素又は窒素酸化物、浮遊粒子状物質、炭化水素	供用時の発生集中交通により、現況に比較して大気質への影響が負荷されると考えられるため。
	自動車交通の発生 （工業団地）	騒音・低周波空気振動 振動	騒音 振動	供用時の発生集中交通により、現況に比較して騒音への影響が負荷されると考えられるため。 供用時の発生集中交通により、現況に比較して振動への影響が負荷されると考えられるため。

表 - 6.1.1 において選定した戦略的環境影響評価の項目の選定理由を整理すると、表 - 6.1.2 に示すとおりである。

表 - 6.1.2 評価項目の選定理由

環境影響要因		選定する環境項目		選定理由
工 事	資材運搬等の車両の走行	自然とのふれあいの場	自然とのふれあいの場	自然とのふれあいの場：資材運搬等の車両がハイキングコース等と同一ルートを走行する可能性が考えられるため。
	造成等の工事(工業団地/最終処分場)	動物	保全すべき種	第一期事業ではトウキョウサンショウウオの生息状況をすでに調査しており、対象計画内にも生息していることが確認されているため。また、オオタカなどへの影響が想定されるが、営巣地から約2km離れているため、対象計画では検討しない。ただし、事業実施段階の環境影響評価段階では、オオタカの確認位置等について調査を実施することも検討する。
		植物	保全すべき種、植生及び保全すべき群落	造成に伴う土地利用の変化により、保全すべき種、植生及び保全すべき群落の悪化、変化、消失が懸念されるため。
		廃棄物等	廃棄物、残土	造成等の工事の配置により、廃棄物、残土の発生量が異なると考えられるため。
存在・供用	造成地・施設 の存在(廃棄物最終処分場)	水象	河川等の流量、流速及び水位、地下水の水位及び水脈	造成地・施設 の存在や配置により、深沢川への流入水量が減少するなど地域の水象が変化する可能性があるため。
	造成地の存在(工業団地)	地象	土地の安定性	造成事業に伴って地形が改変されることから、切土法面、盛土法面の安定性が損なわれる可能性があるため。
		動物	保全すべき種	第一期事業ではトウキョウサンショウウオの生息状況をすでに調査しており、対象計画内にも生息していることが確認されているため。また、オオタカなどへの影響が想定されるが、営巣地から約2km離れているため、対象計画では検討しない。ただし、事業実施段階の環境影響評価段階では、オオタカの確認位置等について調査を実施することも検討する。
		植物	保全すべき種、植生及び保全すべき群落	造成に伴う土地利用の変化により、保全すべき種、植生及び保全すべき群落の悪化、変化、消失が懸念されるため。
		景観	眺望景観	造成地の規模・配置により、景観への影響が異なる可能性があるため。
	施設の稼働(廃棄物最終処分場)(工業団地)	土壌	土壌に係る有害項目	最終処分場の稼働に伴う土壌への影響の可能性があるため。
		自然とのふれあいの場	自然とのふれあいの場	発生集中交通により対象計画区域周辺のハイキングコースの利用に影響が発生する可能性があるため
	自動車等の走行(廃棄物最終処分場)	大気質	二酸化窒素又は窒素酸化物、浮遊粒子状物質、炭化水素	供用時の発生集中交通により、現況に比較して大気質への影響が負荷されると考えられるため。
	自動車交通の発生(工業団地)	騒音・低周波空気振動	騒音	供用時の発生集中交通により、現況に比較して騒音への影響が負荷されると考えられるため。
		振動	振動	供用時の発生集中交通により、現況に比較して振動への影響が負荷されると考えられるため。

6.2 調査、予測、評価の手法

6.2.1 調査、予測の手法

表 - 6.1.1 において選定した環境面の選定項目の調査、予測の手法は、表 - 6.2.1 のとおりとする。

調査は、原則として既存資料に基づくものとし、必要に応じて現地踏査やヒアリングで補足することとする。

予測は、まず、保全対象等、地域の環境の現況を把握し、次に、保全対象等がどの程度環境影響を受ける可能性があるかを整理する。

表 - 6.2.1 環境面の選定項目の調査及び予測の手法（1）

環境項目		影響要因		調査手法	予測手法
物質循環	廃棄物等 (廃棄物、残土)	工事	造成等の 工事	調査事項 ・廃棄物、残土の発生量 調査の範囲 ・対象計画区域の造成区域 調査方法 ・対象計画による	造成等の工事により排出される廃棄物(立木等)・残土の量を、複数原案ごとの造成計画案により推計する。
大気環境	大気質 (二酸化窒素又は窒素酸化物、浮遊粒子状物質、炭化水素) 騒音 振動	存在・供用	自動車交通の発生	調査事項 ・自動車交通の発生量 ・自動車交通に伴う影響発生の原単位 調査の範囲 ・対象計画区域及びその周辺とする 調査方法 ・既存資料による	自動車交通により発生する大気汚染物質、騒音、振動の程度を、原単位等をもとに推計する。
水環境	水象(河川等の流量)	存在・供用	造成地・施設の存在	調査事項 ・造成・施設による流域界、浸透面の変化 調査の範囲 ・対象計画区域とする 調査方法 ・対象計画及び既存資料による	複数原案ごとの排水計画案、造成計画案により、流域面積の変化、地表面の浸透率の変化を推計する。
土壌・地盤環境	地盤(土壌に係る有害項目)	存在・供用	施設の稼働	調査事項 ・最終処分場からの漏水の可能性 調査の範囲 ・対象計画区域とする 調査方法 ・対象計画及び既存資料による	複数原案ごとの造成計画により、最終処分場からの漏水の影響について環境保全措置等を記載することで比較、整理する。
		工事	造成等の工事	調査事項 ・急傾斜地・地すべり地の有無 調査の範囲 ・対象計画区域とする 調査方法 ・対象計画及び既存資料による	複数原案ごとに、地形改変の規模、切土法面・盛土法面の安定性の変化の程度を予測する。
	存在・供用	造成地の存在	同上	同上	
自然環境	動物(保全すべき種)	工事	造成等の工事	調査事項 ・保全すべき動物種の現況 ・保全すべき動物種の生息環境の現況 調査の範囲 ・対象計画区域及びその周辺とする 調査方法 ・原則として既存資料により、必要に応じて現地踏査及びヒアリングを行う	保全すべき動物種及びその生息環境を把握し、これらの保全対象がどの程度環境影響を受ける可能性があるかを、現況と計画との比較により整理する。
		存在・供用	造成地の存在	同上	同上

表 - 6.2.1 環境面の選定項目の調査及び予測の手法（2）

環境項目		影響要因		調査手法	予測手法
自然環境	植物（保全すべき種）	工事	造成等の工事	調査事項 ・保全すべき植物種の現況 ・保全すべき植物種の生息環境の現況 調査の範囲 ・対象計画区域及びその周辺とする 調査方法 ・原則として既存資料により、必要に応じて現地踏査及びヒアリングを行う	保全すべき植物種及びその生育環境を把握し、これらの保全対象がどの程度環境影響を受ける可能性があるかを、現況と計画との比較により整理する。
		存在・供用	造成地の存在	同上	同上
	動植物の生息・生育基盤	工事	造成等の工事	調査事項 ・動植物の生息・生育環境のタイプ、分布、量の現況 調査の範囲 ・対象計画区域及び周辺とする 調査方法 ・原則として既存資料により、必要に応じて現地踏査及びヒアリングを行う	対象計画区域内の動植物の生息・生育基盤がどの程度環境影響を受ける可能性があるかを、現況と計画との比較により整理する。
		存在・供用	造成地の存在	同上	同上
人と自然とのふれあい	景観（眺望景観）	存在・供用	造成地の存在	調査事項 ・対象計画区域内を眺望できる公園、ハイキングコース等の眺望点の有無 ・上記眺望点からの眺望景観の現況 調査の範囲 ・対象計画区域及びその周辺とする 調査方法 ・既存資料及び現地踏査による	対象計画区域内を眺望できる公園、ハイキングコース等から対象計画区域内を眺望した際の景観の変化の程度を、現況との比較により予測する。
		工事	資材運搬等の車両の走行	調査事項 ・自然とのふれあい活動の現況 調査の範囲 ・対象計画区域及びその周辺とする 調査方法 ・既存資料及び現地踏査による	自動車交通の発生により、現在行われているハイキング等の自然とのふれあい活動が受ける影響の程度を、現況との比較により予測する。
	存在・供用	施設の稼働（自動車交通の発生）	同上	同上	

6.2.2 評価の手法

評価項目ごとに、対象計画を実施した場合の環境の現況への影響を整理し、環境配慮に係る課題の抽出を行うことで評価とする。また、各評価項目について定量的に比較を行うことを基本とし、比較が困難な場合は絶対評価が定性的な評価を行う。

7. 手続きに係る実施計画（県民等への周知、説明及び意見聴取の方法に係る計画）

7.1 戦略的環境影響評価計画書に係る手続きの実施計画

7.1.1 計画書の周知

埼玉県環境防災部環境推進課のインターネットホームページにおいて、戦略的環境影響評価計画書を公開する。ホームページアドレスは、表 - 7.1.1 に示すとおりである。

表 - 7.1.1 計画書を公開するインターネットホームページ

	所在	アドレス
埼玉県	埼玉県環境防災部環境推進課 「戦略的環境アセスメント」	http://www.pref.saitama.lg.jp/A09/BB00/asesu/saitamaSEA/index.html

7.1.2 計画書に関する意見聴取

戦略的環境影響評価計画書に対する意見は、縦覧期間中に、郵送、ファックス、電子メール、直接持参などで受け付ける。窓口及び提出要領は、表 - 7.1.2 の内容を予定する。

表 - 7.1.2 計画書に対する意見の受付窓口及び提出要領

住所・宛先	〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県環境防災部 資源循環推進課
ファックス	048-830-4791
電子メール	a3100@pref.saitama.lg.jp
意見提出要領	<ul style="list-style-type: none"> 意見書には、意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）を記載する。 意見書の提出対象である計画書の名称（彩の国資源循環工場第 期事業基本構想に係る戦略的環境影響評価計画書）を併記する。

7.2 戦略的環境影響評価報告書に係る手続きの実施計画

7.2.1 報告書の周知、説明

(1) インターネットホームページへの掲載

埼玉県環境防災部環境推進課のインターネットホームページにおいて、戦略的環境影響評価報告書を公開する。掲載箇所は、計画書と同様に、埼玉県環境防災部環境推進課「戦略的環境アセスメント」とする。

(2) 広報誌による周知

広報誌において、縦覧場所、縦覧期間等の情報を、関係町村である寄居町、小川町、花園町、東秩父村に周知する。

(3) 説明会の開催

戦略的環境影響評価報告書に係る説明会を報告書の縦覧期間中に1回開催する。開催場所、日程等は、報告書公開時に合わせて周知する。

7.2.2 報告書に関する意見聴取

戦略的環境影響評価報告書に対する意見は、縦覧期間中に、郵送、ファックス、電子メール、直接持参などで受け付ける。窓口及び提出要領は、計画書と同様に、埼玉県環境防災部資源循環推進課とする。

8. 調査等の受託者の氏名及び住所

名称： 株式会社 日建設計

代表者の氏名：代表取締役社長 中村光男

主たる事業所の所在地： 東京都千代田区飯田橋二丁目18番3号

用語解説

【あ行】

一般廃棄物

廃棄物処理法では「産業廃棄物以外の廃棄物」と定義されており、通常のご家庭生活によって出される廃棄物である。主たるものは、ごみ（粗大ごみを含む）、し尿及び浄化槽に係る汚泥である。

【か行】

環境影響要因

環境に影響を与える可能性が考えられる要因。工事中の機械の稼働や、工事完了後の施設の供用、自動車交通の発生など。

環境項目

環境影響要因によって、影響を受ける可能性が考えられる項目。大気や水質といった汚染を受ける項目や、動植物種やそれらの生息・生育基盤（環境）などが含まれる。

環境への負荷

人の活動により環境に加えられる影響で、環境を保全する上で支障の原因となるおそれのあるものをいう。工場からの排水、排ガスはもとより、家庭からの排水、ごみの排出、自動車の排気ガスなど、通常の事業活動や日常生活のあらゆる場面で環境負荷が生じている。

県選定重要遺跡

埼玉県が独自に指定している区分で、主に埋蔵文化財が含まれる。市街化調整区域において指定されている場合には、「埼玉縣市街化調整区域における計画開発の取扱方針運用基準」では、指定区域を開発区域に含まないこととしている。

公共関与

産業廃棄物処理施設建設に伴う住民合意形成の難しさなどから、民間の事業化が困難となっているため、産業廃棄物処理業が、民間事業として成り立つ環境を整えることを基本に、国や地方公共団体等が支援を行うこと。

【さ行】

サーマルリサイクル（熱回収）

廃棄物から熱エネルギーを回収すること。ごみの焼却から得られる熱は、ごみ発電をはじめ、施設内の暖房・給湯、温水プール、地域暖房等に利用されている。

再資源化施設

「再資源化」はリユース、リサイクルの総称で、「再資源化施設」はリユース、リサイクルを進めるための施設の総称。

最終処分場

一般廃棄物及び産業廃棄物を埋立処分するために必要な場所及び施設・設備の総体をいう。最終処分場には、安定型、管理型、遮断型がある。

産業廃棄物

事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃えがら、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチックなど 20 種類の廃棄物をいう。大量に排出され、処理に特別な技術を要するものが多く、廃棄物処理法の排出者責任に基づきその適正な処理が図られる必要がある。

事業実施段階の環境影響評価

事業計画がおおよそ固まった時点で、事業による環境影響を予測し、その程度を評価するとともに、影響緩和策について検討するもの。複数の原案を評価することを原則とする戦略的環境影響評価に比べ、より具体的な事業計画内容について、より詳細な影響の予測評価を行う。

ゼロエミッション

製品の製造過程で発生する廃棄物等をリサイクルしたり他の産業の原料として活用することにより、最終的に廃棄物をゼロにすること。循環型社会における産業活動のモデルとして取り組みが広がりつつある。

戦略的環境影響評価

計画等を策定する者が、その立案段階において、当該計画等が及ぼす環境影響の調査・予測・評価を、関連する社会的影響の推計と連携しつつ行うこと。東京都においては、「計画段階環境影響評価」と呼んでいる。

【た行】

ダイオキシン類

水素、炭素、酸素、塩素の化合物であるポリ塩化ジベンゾ - パラ - ジオキシン(PCOD)と、ポリ塩化ジベンゾフラン(PCDF)をまとめて「ダイオキシン類」と呼ぶ。さらに、ダイオキシン類対策特別措置法では、水素、炭素、塩素の化合物であるポリ塩化ピフェニル(PCB)のうち、ダイオキシン類と類似の生理作用を持つコプラナーPCBも含めてダイオキシン類と呼んでいる。

【は行】

PFI

プライベート・ファイナンス・イニシアチブ(Private Finance Initiative)の略で、公共事業に民間資本を取り入れる手法である。日本では、平成 12 年 9 月から「PFI 推進法」が施行された。埼玉県では、「彩の国資源循環工場」の整備が第一号である。

浮遊粒子状物質

大気中に浮遊する粒径が 10 μ (ミクロン: 1 μ は、1 mm の 1,000 分の 1) 以下の粒子状物質で、呼吸器に対して悪影響を与える。発生源としては、工場、事業場等産業活動に係るものだけでなく、自動車の運行に伴って発生するもの、風による土壌粒子の舞い上がり等の自然現象によるものもある。

【ら行】

リサイクル

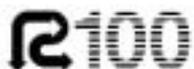
廃棄物等を再利用すること。原材料として再利用するマテリアルリサイクル(再生利用)、焼却して熱エネルギーを回収するサーマルリサイクル(熱回収)がある。

彩の国資源循環工場第 期事業基本構想に係る 戦略的環境影響評価計画書

平成 16 年 8 月発行

発行
企画・編集

埼玉県
環境防災部資源循環推進課
〒330-9301
さいたま市浦和区高砂 3 丁目 15 番 1 号
TEL 048-830-3105
FAX 048-830-4791
ホームページアドレス
<http://www.pref.saitama.lg.jp/A09/BC00/core.html>



この冊子は、古紙配合率 100%再生紙を使用しています